

平成30年 第5回定例会

新地町議会会議録

平成30年9月3日 開会

平成30年9月13日 閉会

新地町議会

平成30年第5回新地町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月3日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のための議場出席者	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
請願・陳情の報告	6
常任委員会所管事務調査等の報告	6
議案の報告上程	6
提案者の説明	6
報告第1号の質疑、討論、採決	14
諮問第10号の質疑、採決	15
議案第56号の質疑、採決	15
監査委員の報告、質疑	17
決算審査特別委員会設置	19
決算審査特別委員会正副委員長の選任	20
散 会	20

第 2 号 (9月12日)

議事日程	23
出席議員	24
欠席議員	24

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	24
職務のための議場出席者	24
開 議	25
一般質問	25
4番 寺島浩文議員	25
10番 井上和文議員	28
散 会	44

第 3 号 (9月13日)

議事日程	45
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	47
職務のための議場出席者	47
開 議	48
日程の追加	48
議案の報告上程	48
提案者の説明	48
議案第78号の質疑、採決	49
監査委員挨拶	51
議案第57号の質疑、討論、採決	51
議案第58号の質疑、討論、採決	52
議案第59号の質疑、討論、採決	52
議案第60号の質疑、討論、採決	53
議案第79号の質疑、討論、採決	54
議案第61号の質疑、討論、採決	56
議案第62号の質疑、討論、採決	57
議案第63号の質疑、討論、採決	57
議案第64号の質疑、討論、採決	57
議案第65号の質疑、討論、採決	59
議案第66号の質疑、討論、採決	60
議案第67号の質疑、討論、採決	60
議案第68号の質疑、討論、採決	61

議案第69号の質疑、討論、採決	6 1
議案第70号の質疑、討論、採決	6 2
議案第71号～議案第77号の委員長報告、質疑、討論、採決	6 2
議員派遣の件について	6 7
請願・陳情審査委員長報告	6 7
意見書案第2号～意見書案第4号の上程、説明、質疑、採決	7 0
閉会中の所管事務等調査の申し出	7 3
町長の挨拶	7 3
閉 会	7 4

新地町告示第26号

平成30年第5回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月20日

新地町長 加 藤 憲 郎

1 期 日 平成30年9月3日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	齋	藤	充	明	議員	2番	吉	田	博	議員	
3番	三	宅	信	幸	議員	4番	寺	島	浩	議員	
5番	八	卷	秀	行	議員	6番	八	卷	孝	議員	
7番	目	黒	静	雄	議員	8番	森		一	馬	議員
9番	鈴	木		利	議員	10番	井	上	和	文	議員
11番	遠	藤		満	議員	12番	菊	地	正	文	議員

不応招議員（なし）

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成30年第5回新地町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年9月3日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願・陳情の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査等の報告
- 第 6 議案の報告上程
- 第 7 提案者の説明
- 第 8 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度新地町一般会計補正予算(第2号))
- 第 9 諮問第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第10 議案第56号 新地町教育委員会委員の任命について
- 第11 議案第71号 平成29年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第72号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第73号 平成29年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第76号 平成29年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第77号 平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

出席議員（12名）

1番	齋藤充明	議員	2番	吉田博	議員
3番	三宅信幸	議員	4番	寺島浩文	議員
5番	八巻秀行	議員	6番	八巻孝	議員
7番	目黒静雄	議員	8番	森一馬	議員
9番	鈴木利	議員	10番	井上和文	議員
11番	遠藤満	議員	12番	菊地正文	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	加藤憲郎
副町長	佐藤清孝
教育長	佐々木孝司
総務課長兼 会計管理 者	岡崎利光
復興推進課長	小野好生
企画振興課長	泉田晴平
税務課長	目黒佳子
町民課長	大堀勝文
健康福祉課長	小野和彦
農林水産課長 兼農業委員 事務局長	八巻隆
建設課長	岡田健一
都市計画課長	加藤伸二
教育総務課長	佐藤茂文
代表監査委員	荒和雄

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤武志
書記	持館香織
書記	佐藤大樹

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

- 菊地正文議長 ただいまから平成30年第5回新地町議会定例会を開会いたします。
-

◎開議の宣告

- 菊地正文議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎議事日程の報告

- 菊地正文議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 菊地正文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、
4番 寺島浩文 議員及び
5番 八巻秀行 議員
を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 菊地正文議長 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から9月13日までの11日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 菊地正文議長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から9月13日までの11日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 菊地正文議長 日程第3、諸般の報告については事務局長から報告させます。
佐藤武志事務局長。
- 佐藤武志事務局長 それでは、ご報告申し上げます。
初めに、議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その2として、印刷してお手元に配付をいたしております。
次に、監査の結果の受理であります。一般会計及び特別会計の例月出納検査が平成29年度5月

分及び平成30年度5月分、6月分、7月分並びに定期監査の実施結果の報告がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案の受理であります。報告第1号及び諮問第10号並びに議案第56号から議案第77号までの24件が提出をされております。

また、平成29年度新地町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてが提出されておりますので、お手元に配付をいたしております。

次に、一般質問の通告の受理であります。寺島浩文議員、井上和文議員の2名の議員から4件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

◎請願・陳情の報告

○菊地正文議長 日程第4、請願・陳情の報告を行います。

今期定例会までに受理した請願は3件で、請願第1号 学校給食費の無料化を求める請願、請願第2号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願及び請願第3号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願は、いずれも別紙請願審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託いたしましたので、報告します。

次に、陳情について報告します。今回受理した陳情は1件で、陳情第4号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情についても、別紙陳情審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託しましたので、報告します。

次に、要望書について報告します。今回受理した要望書の件数は1件で、原相善地区内町道舗装工事要望の件については、印刷してお手元に配付しております。

◎常任委員会所管事務調査等の報告

○菊地正文議長 日程第5、常任委員会所管事務調査等の報告については、総務文教、産業厚生各常任委員会委員長から所管事務調査の報告書が提出されております。

また、産業厚生常任委員会委員長から行政視察研修の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付をいたしております。

◎議案の報告上程

○菊地正文議長 日程第6、議案の報告上程については、町長から提出された報告第1号及び諮問第10号及び議案第56号から議案第77号までの24件を上程します。

◎提案者の説明

○菊地正文議長 日程第7、町長に提案理由の説明を求めます。

加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 本日ここに、平成30年第5回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本定例会には、別添付議事件でお示しをいたしましたとおり、専決処分承認を求めることについてなど、24件の議案についてご提案いたしております。

議案の説明に先立ち、去る8月26日に執行されました新地町長選挙では、2人の立候補者があり、町民から支持を得て、めでたくご当選されました大堀武氏に心からお祝いを申し上げます。

選挙の投票率は77.4パーセントではありましたが、町民の町政に対する関心の高さや震災復興への歩みは多くの町民が望んでいるところであり、これからの町政運営に生かしていただきたいとご期待を申し上げる次第であります。

続きまして、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係につきましては、8月5日に第41回となる「福島県消防操法相馬地方大会」が相馬市・長友グラウンドで開催され、ポンプ車操法の部に第1分団第1部菅谷班が、小型ポンプ操法の部に第2分団第4部杉目班がそれぞれ出場しました。ポンプ車操法では菅谷班が見事優勝し、小型ポンプの杉目班が第4位と健闘いたしました。優勝した菅谷班は、8月26日に福島県消防学校で行われました「第41回福島県消防操法大会」で第3位入賞と大健闘し、福島県及び福島県消防協会より表彰状が授与されたところであります。町予選会からこれまで訓練に励んでこられました選手や指導いただいた消防団幹部、そして応援いただきました多くの皆さんに敬意を表するものであります。

次に、復興推進課関係について申し上げます。

沿岸部で進めております釣師防災緑地整備事業につきましては、盛土や園路などの土木工事と、管理棟やトイレなどの建築工事を進めております。また、8月4日の「やるしかねえべ祭」では、復興ブースを出店し、防災緑地や旧釣師地区の町並みジオラマを展示し、町内外からの来場者に施設内容や震災アーカイブとして紹介したところです。

被災者支援総合交付金のコミュニティ形成事業では、和紙を使ったランプシェードやアートクロックなどのものづくりを岡地区、作田地区、雁小屋地区で実施しました。今後は大戸浜地区での事業を予定しており、引き続き被災者のコミュニティ形成支援を行ってまいります。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

東日本大震災以降、商工会青年部などが中心となって開催しております「第8回 やるしかねえべ祭」は、8月4日に音楽ライブや花火大会などのイベントが行われ、過去最高の4万8,000人の来場者で賑わいました。祭りでは、震災復興に関する協定を締結している明治大学から40名を超え

る学生が、地元新地高校からは30名の生徒がボランティアスタッフとして参加し、祭りを盛り上げていただきました。

企業関係では、神奈川県横浜市に本社を置く軽仮設機材レンタル業の「株式会社杉孝」が新地南工業団地B地区に立地することで、7月27日に「企業立地に関する基本協定書」を締結したところであり、新たな雇用の創出と地域経済の活性化に寄与するものと期待するものであります。

次に、町民課関係について申し上げます。

7月は社会を明るくする運動の強調月間となっており、7月2日には関係団体の参加による広報活動出発式を行い、町内商店前での街頭活動と広報車による広報活動を行いました。

7月16日から25日まで、子どもと高齢者の交通事故防止を運動の基本に「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動」を展開し、交通事故防止の啓発活動に努めました。また、7月13日の「交通安全出動式」では、新地小学校6年生の演舞や新地保育所年長児によるお遊戯が披露されました。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

高齢者が地域で安心して暮らし続けるため、7月25日に保健センターで「こんな支え合いがあったらいいね」と題した勉強会を開催したところ、約40名の参加者がありました。この勉強会では、「おすそ分け」や「ごみ出し」などの話で、改めて声かけによる近所づき合いの大切さを確認したところであります。地域の皆さんがともに支え合える活動を引き続き進めてまいりたいと考えております。

介護予防事業につきましては、「いきいき100歳体操」に取り組む自主グループの支援を行っており、現在21地区24箇所です約420名が参加し、交流と体力づくりに励んでおります。11月には、各グループの交流会を予定しており、実行委員会を立ち上げ、準備を進めているところであります。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

6月10日に行われました「第69回 全国植樹祭」は、天皇皇后両陛下のご臨席のもと、南相馬市を大会会場として開催されました。植樹祭では、震災以降の国内外からの支援に対する感謝の気持ちと復興に向かって歩み続ける福島の様子が発信されたところであります。

次に、今年度の水稲関係につきましては、8月4日の公表水稲の生育は、出穂期が平年より4日早まっており、草丈はやや長く、茎数は平年並みからやや多くなっているとの情報が出されたところであります。

毎年11月に行っている「新地町復興産業祭り」は、11月11日に開催することが決定しました。多くの皆様が来場していただける祭りにしていきたいと考えており、関係団体との間で運営協議を進めております。

食の安全・安心と風評被害対策として実施している自家消費農産物の放射性物質検査は8月末で35件を実施し、その結果につきましては広報等でお知らせしております。今後も安心・安全を確保するため引き続き実施してまいります。

有害鳥獣被害対策に対しましては、農地への侵入防止対策として電気柵の補助7件と、捕獲隊によるイノシシ38頭の捕獲を行っております。

次に、建設課関係について申し上げます。

町道整備につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用し、新地インターチェンジ高速バスストップ事業や「鴻ノ巣線」、「釣師小川線」、「富倉赤柴線」を、橋梁事業では長寿命化に向けた補修を進めております。

また、復興交付金事業では防集移転団地からの通学路に歩道を設置する「町道駒ヶ嶺新地線と道孝前狼沢線」、避難道路の「小沢北線」を進めております。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

新地駅周辺市街地復興整備事業につきましては、今年度末の換地処分に向けて区画整理事業の出来形確認作業と換地計画作業を行っております。また、津波復興拠点整備事業については、7月31日に2.4ヘクタールの事業拡大が認可となっており、8月1日には新地駅周辺地区A2区画の事業者に決定した「株式会社 千葉農産」と協定の締結を行ったところです。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

小中学校では、7月21日から8月26日までの夏期休業期間中は、事故もなく、「第2学期」がスタートをしております。

夏期休業期間中に行われた福島県中学校体育大会では、9競技に出場し、柔道部団体・個人と卓球個人で東北大会出場を果たしました。なお、柔道個人の部においては、広島県で開催された全国大会出場を果たしております。

学習活動では、8月29日に行われた相馬地方英語弁論大会で暗唱の部門第4位の成績を残しております。

基礎学力向上では、中学2年生と3年生を対象に夏期特別講座として、相馬高等学校から講師を迎え「トライ塾」を5日間開催し、学力向上に努めました。

生涯学習では、次代を担う青少年の健全育成として、7月9日に尚英中学校体育館で「第22回新地町少年の主張大会」を開催し、小学生6名、中学生3名の皆さんから毎日の生活の中で感じていることや考えていること、社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案について、それぞれ貴重な意見が発表されました。

8月1日から3日間にわたり、北海道伊達市で「姉妹友好都市シニアリーダー研修・交流会」を開催し、新地高校生5名を含む関係5市町から28名が参加し、交流を深めました。

8月5日には、第71回福島県総合体育大会県民スポーツ大会相双地域大会が新地町と相馬市を会場に開催され、5競技のうち新地町からは卓球とバドミントンが出場し、相双地域の選手と交流を深めました。

続きまして、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、福島県議会議員補欠選挙（相馬市相馬郡新地町選挙区）が平成30年9月9日に執行されることから、選挙に関する補正予算は議会を招集するいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度新地町一般会計補正予算（第2号）を専決処分しましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

次に、諮問第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員1名が平成30年9月30日で任期満了となることから、新地町駒ヶ嶺字新町42番地、村上勝則氏を引き続き適任者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第56号 新地町教育委員会委員の任命につきましては、教育委員会委員1名が平成30年9月30日で満了となることから、新地町駒ヶ嶺字嘉門50番地、大須賀美穂氏を引き続き適任者として任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第57号 新地町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町民税、固定資産税、たばこ税について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第58号 新地町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例につきましては、所得税法の改正に伴い控除対象配偶者が定義されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号 駒ヶ嶺公民館敷地造成工事請負契約につきましては、移築する公民館敷地の造成を行うため、8月20日に指名競争入札に付した結果、株式会社千田建設代表取締役、千田喜雄が7,452万円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第60号 新地駅周辺エネルギーシステム整備工事請負変更契約につきましては、供給能力の増加による設備費等の変更を行うに当たり、工事請負額7,694万3,520円の増額変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第61号 字の区域の変更及び画定につきましては、新地駅周辺地区の土地区画整理事業において、字の区域の変更及び区域の画定による名称を変更するに当たり、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号 町道路線の認定につきましては、道路改良整備を行うに当たり、起点を新地町駒ヶ嶺字原田44番1地先とし、終点を新地町駒ヶ嶺字原田30番1地先までとして、延長228.8メートルを新たに町道路線に認定するものであります。

次に、議案第63号 町道路線の変更については、県道新地停車場釣師線の一部が新地町に管理移管されることに当たり、町道釣師漁港線の終点を谷地小屋字釣師64番1地先から小川字浜田6番1地先として、路線延長を213.9メートルから671.1メートルに変更するものであります。

次に、議案第64号 平成30年度新地町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億9,550万円を増額し、139億9,100万円とするものであります。

歳入補正の主なものとしては、地方交付税が326万5,000円、基金からの繰入金で3,113万9,000円、スマートコミュニティ導入促進事業の諸収入で1,982万円をそれぞれ減額し、社会資本整備総合交付金などの国庫支出金1,179万5,000円、農業担い手経営革新支援事業などの県支出金1,474万1,000円、繰越金3億6,215万4,000円、起債借入額6,103万4,000円をそれぞれ増額し、財源措置したところであります。

歳出補正では、財政調整基金積立金が1億8,520万円、公共施設電気設備改修費459万円、スポーツ施設備品購入費508万8,000円、電子行政費860万円、保育所テラス改修費1,583万1,000円、農業担い手経営革新支援事業1,000万円、社会資本整備総合交付金事業3,561万円、復興基金などへの積立金4,053万2,000円、複合商業施設周辺外構工事2,650万円、福田地区住宅団地整備事業3,461万5,000円が主な増額となっており、公共下水道事業への繰出金762万2,000円を減額計上しております。

次に、議案第65号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ406万円を追加し、10億7,427万4,000円とするものであります。

歳入補正としましては、一般会計繰入金で115万5,000円、前年度決算による繰越金で290万5,000円を増額計上しております。

歳出補正としましては、人件費が115万5,000円、国保基金積立金に290万5,000円を増額補正するものであります。

なお、本補正予算は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第66号 平成30年度新地町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,057万円を追加し、歳入歳出それぞれ9億5,773万9,000円とするものであります。

歳入補正としましては、前年度決算による繰越金の増額です。

歳出補正としては、基金積立金が1,228万円、前年度国・県等歳入還付金で1,829万円をそれぞれ増額補正するものであります。

なお、本補正予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第67号 平成30年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,791万2,000円とするものであります。

歳入補正としましては、前年度決算による繰越金で、歳出補正では同額25万9,000円を後期高齢者医療広域連合納付金に増額補正するものであります。

次に、議案第68号 平成30年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,383万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億7,333万6,000円とするものであります。

歳入補正としましては、前年度決算による繰越金で4,145万8,000円を増額し、一般会計からの繰入金で762万2,000円を減額する補正予算を計上しております。

歳出補正では、人件費で257万8,000円を、維持費のポンプ修繕費などで3,125万8,000円を増額補正するものであります。

次に、議案第69号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ341万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,731万5,000円とするものであります。

歳入補正としましては、前年度決算による繰越金で、歳出補正では下水枘設置などで83万2,000円、維持費ではポンプや制御盤修繕費で258万3,000円を増額補正するものであります。

次に、議案第70号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ60万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,514万5,000円とするものであります。

歳入補正としましては、前年度決算による繰越金で、歳出補正では同額60万5,000円を予備費に増額補正するものであります。

次に、議案第71号から議案第77号までの7議案につきましては、平成29年度新地町一般会計及び各特別会計の決算認定議案であります。各会計決算につきましては、監査委員からの審査意見書並びに主要な施策の成果説明書でお示しをしておりますので、概要のみについて申し上げます。

なお、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全ての指標で基準内の比率となっております。

初めに、議案第71号 平成29年度新地町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額94億9,927万8,000円、歳出決算額90億5,339万3,000円で、歳入歳出差引額は4億4,588万5,000円ですが、繰越明許費及び事故繰越額が8億3,187万2,000円で、翌年度への繰越財源が7,540万3,000円となっており、実質収支額は3億7,048万2,000円となっております。

歳入は、前年度より36億4,724万9,000円が減少しております。

主なものでは、町税が7,025万3,000円、県支出金で8億4,127万9,000円、受託事業などの諸収入で2億3,021万9,000円が増額となっておりますが、震災復興特別交付税で4億1,720万9,000円、国庫支出金で7億1,186万1,000円、基金からの繰入金35億2,102万6,000円などが減となっております。

歳出は、前年度より37億41万5,000円が減少しており、主なものでは積立金で4億5,430万

6,000円、普通建設費で36億4,944万8,000円が減少となっております。

主な事業としては、新地町スマートコミュニティ構築、海釣り公園改築事業、森林再生事業、社会資本整備事業の道路建設、東日本大震災からの復興事業に伴う釣師浜漁港荷捌き施設建設、復興道路、定住促進住宅整備事業、新地駅周辺整備事業、新地駅前泉源掘削、防災緑地事業を、復旧事業では除染事業による除染土仮置場復旧事業や駒ヶ嶺用排水路整備事業、新地駅東側の農地・農業用施設災害復旧事業を実施しました。また、教育部門では、次世代学校支援モデル構築事業や駒ヶ嶺公民館建設に係る用地取得や調査設計、民生部門では少子高齢化に対応した医療、保健、福祉の充実と安全・安心な魅力あるまちづくりに向けた事業に取り組んでまいりました。

次に、議案第72号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額12億6,570万9,000円、歳出決算額11億5,280万4,000円で、歳入歳出差引残額は1億1,290万5,000円となりました。

前年度と比較して、歳入では繰越金が増加しましたが、保険税や国・県支出金、共同事業交付金などが減となっております。歳出では、基金積立金、国・県等への償還金が増額となりましたが、保険給付費、協働事業拠出金が大きく減少となっております。

次に、議案第73号 平成29年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で8億1,268万6,000円、歳出決算額が7億8,211万5,000円で、歳入歳出差引残額は3,057万1,000円となっております。

前年度と比較した歳入では、保険料、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金が増加しましたが、国庫支出金、繰越金が減少となっております。歳出では、総務費、施設介護サービス費、高額介護サービス費、地域支援事業が増加となり、居宅介護サービス費が減少となっております。

次に、議案第74号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で1億6,306万4,000円、歳出決算額が1億6,280万4,000円で、歳入歳出差引残額は26万円となっております。

前年度と比較した歳入は、保険料は増加しましたが、一般会計からの繰入金の保険基盤安定分が減少となっております。歳出では、広域連合納付金、保健事業がともに減少となりました。

次に、議案第75号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額で2億5,918万7,000円、歳出決算額が2億1,672万9,000円で、歳入歳出差引残額は4,245万8,000円となっております。

前年度と比較した歳入は、新地駅前区画整理事業による分担金及び負担金、下水道使用料は増加となりましたが、繰越金や県事業の受託事業収益が大幅な減少を見ております。歳出は、総務費、維持費、公債費は増加となりましたが、施設整備工事費が減となっております。

次に、議案第76号 平成29年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては

は、歳入決算額が6,674万3,000円、歳出決算額は6,282万8,000円で、歳入歳出差引残額は391万5,000円となりました。

前年度と比較した歳入は、一般会計繰入金が増加で、下水道使用料、繰越金、県事業受託事業収益が減少しており、歳出では下水道管工事費等は減となりましたが、設備等の維持費が増加となっています。

次に、議案第77号 平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額が3億7,016万4,000円、歳出決算額は3億1,661万9,000円で、歳入歳出差引残額は5,354万5,000円となっております。

前年度と比較した歳入は、繰越金は減少となりましたが、町債が増加となっております。歳出では、工業団地造成工事費及び町債の元利償還金が増加となっております。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○菊地正文議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前11時15分 再開

○菊地正文議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第8、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから報告第1号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認すること

に決定しました。

◎諮問第10号の質疑、採決

- 菊地正文議長 日程第9、諮問第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について意見を求めます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 菊地正文議長 意見がなければ、適任と認めて答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第10号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めて答申することに決定いたしました。

◎議案第56号の質疑、採決

- 菊地正文議長 日程第10、議案第56号 新地町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから議案第56号についてを採決いたします。

この採決は無記名投票によって行います。

議場の出入り口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

- 菊地正文議長 ただいまの出席議員数は、議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に6番、八巻孝議員及び7番、目黒静雄議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

- 菊地正文議長 念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 菊地正文議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○菊地正文議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

〔投票〕

○菊地正文議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。6番、八巻孝議員、7番、目黒静雄議員の開票立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○菊地正文議長 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 零票

有効投票のうち

賛成 11票

反対 零票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第56号 新地町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○菊地正文議長 本日、平成29年度の決算審査報告のため、荒和雄代表監査委員に出席を求めています。

入室のため、暫時休憩をいたします。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開

○菊地正文議長 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎監査委員の報告、質疑

○菊地正文議長 日程第11、議案第71号 平成29年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第72号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号 平成29年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号 平成29年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号 平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての7件を一括議題とします。

ここで決算に対する監査委員の審査意見について説明を求めます。

荒和雄代表監査委員。

〔荒 和雄代表監査委員登壇〕

○荒 和雄代表監査委員 おはようございます。私からは、平成29年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果及び財政健全化等の審査意見を一部朗読をもってご報告申し上げます。

初めに、平成29年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果については、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査に付され、その事業の執行状況及び内容等について審査した結果、次のとおり意見をつけて報告いたします。

審査の対象は、平成29年度新地町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、新地南工業団地整備事業特別会計の7会計の歳入歳出決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況について、本年8月2日から4日間にわたり、役場委員会室で審査を実施しました。

次に、審査の基本方針ですが、町長から提出された各会計歳入歳出決算書及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに、各担当課から内容を聴取しながら、予算の執行状況、実質収支、財産の管理及び基金の運用状況が適法性、効率性、有効性に基づいて適正に履行されているかを主眼として、定期監査及び例月出納検査等の結果も考慮し、審査を行いました。

審査の結果については、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに実質収支等の関係書類は、法令の規定に準拠して作成され、計数も正確であると認めました。

財産に関する調書については、公有財産、債権及び基金の計数はいずれも正確であると認めました。

基金の運用状況については、基金設置の目的に沿って適正に運用されており、計数も正確であると認めました。

工事・委託業務について抽出により書類を審査した結果、関係法令に基づき執行されたものと認めました。

次に、審査意見として、次の事項については留意されるよう要望いたします。

歳入については、町税全体で7,025万3,000円の増加となっており、そのうち固定資産税においては6,242万8,000円の増額となりました。これは、相馬共同火力発電所などの償却資産の増加が主な要因となっています。

収納状況につきましては、現年課税分が99.5パーセントと前年と同様の高い徴収率となっており、滞納繰り越し分は47.6パーセントで、前年度と比較すると改善方向に向かっています。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、税の公平、平等と財源確保の観点から、引き続き納税意識の啓発及び徴収率の向上と滞納額の縮減になお一層の努力を期待するものであります。

2年後には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。オリンピックイヤーとなる平成32年は復興創生期間の最終年度でもあります。新地町の復旧、復興は住宅再建や農地復旧など着実に進んでおり、平成30年度には新地駅周辺にエネルギーセンターや交流センター、ホテル、温浴施設、複合商業施設などが着工され、まさに復興創生期間の総仕上げの段階に入りました。被災地が復興した姿を全世界に発信できるよう、各セクションとも連携を密にとって業務を遂行していただきたいと思えます。

次に、予算執行についてですが、復興創生期間の2年目となった平成29年度は、新地駅周辺整備事業や釣師地区防災緑地公園事業などの事業が進められてきました。しかし、復興事業などに係る繰越明許額が6億8,000万円、事故繰越額が1億5,000万円、不用額が6億2,000万円と多額になっています。復興関連予算の場合は、国や県との協議の中で時間を要すると思いますが、予算の積算内容を検証し、適切な予算額の計上と計画的な事業管理及び適正な事業執行に努めていただきたい。

また、低価格入札は工事の質の低下や安全管理の不徹底等を招くだけでなく、建設業の発展を阻害するおそれもあることから、価格だけではなく、技術や品質を含めたもとで健全な競争が行われる最低制限価格制度の導入も検討していただきたい。

さらに、復興事業では、多くの業務委託や工事請負の契約が締結されていますが、契約手続には厳正な公共性が求められるので、今後も公平性、経済性、適正履行の確保を図られるよう努めていただきたい。

次に、基金の運用状況については、基金設置の主旨が充分達成されるよう、常に利用状況を把握するとともに、適正かつ効率的な運用に努められたい。

結びに、全体を通して、さらに緊張感のある内部統制を強化し、各課とも法令、例規、条例などに基づく正規取り扱いの徹底と予算の効率的な執行を要望します。

以下、8月7日に審査を行いました工事・委託契約事務関係の抽出一覧表、そして特別会計を含む各会計の決算状況を取りまとめました。

さらに、各会計ごとの決算状況、実質収支に関する調書、財産に関する調書については、記載の

とおりですので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で歳入歳出決算関係の報告を終わります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度財政健全化等審査意見についてであります。同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成29年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見をつけて報告します。

初めに、審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

次に、審査の結果における総合意見ですが、審査に付されました健全化判断比率及びその算定基礎事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認めました。

以下、各比率の区分、早期健全化基準及びこれらに対する比率並びに個別意見については、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

最後に、是正、改善を要する事項について、特に指摘すべき事項はありませんでしたが、7月に発生した西日本豪雨災害では甚大な被害をもたらし、今もなお復旧作業が続いております。東日本では、あの震災から8年目を迎えますが、依然として復興関係の事業量は多いと思います。このような中で、職員の職場環境や体調管理については充分留意され、2年後の復興創生期間の総仕上げ、そして第5次新地町総合計画後期計画に基づくまちづくりの達成に努力されることを期待いたします。

以上で報告を終わります。

○菊地正文議長 代表監査委員の説明が終わりました。

これより決算審査意見に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

◎決算審査特別委員会設置

○菊地正文議長 お諮りします。

議案第71号から議案第77号までの平成29年度決算認定7件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号から議案第77号までの平成29年度決算認定7件については、決算審査特

別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

◎決算審査特別委員会正副委員長の選任

○菊地正文議長 次に、決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

本特別委員会の正副委員長の選任については、議会運営委員会で協議の結果、決算審査特別委員会委員長に遠藤満議員、同じく副委員長に井上和文議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会委員長に遠藤満議員、同じく副委員長に井上和文議員を選任することに決定しました。

ここで決算審査特別委員会委員長に挨拶を求めます。

遠藤満決算審査特別委員会委員長。

〔遠藤 満決算審査特別委員会委員長登壇〕

○遠藤 満決算審査特別委員会委員長 ただいま決算審査特別委員会委員長に選任されました遠藤満です。一言ご挨拶を申し上げます。

平成29年度は、復興創生期間の2年目に入り、地方創生と復興事業の推進を基本とし、新地駅周辺整備事業や釣師地区防災緑地公園等、各施策を推進してきました。決算審査は、予算が適正に執行されたかどうかを審査し、その成果を検証するとともに、今後の行政課題の解決や復興事業に反映させるためにも大変重要なものと考えています。

決算審査は長丁場になりますが、井上和文副委員長と力を合わせて円滑な運営に努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○菊地正文議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時46分 散会

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成30年第5回新地町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年9月12日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

4番 寺島 浩文 議員

1. 四期16年を総括して

10番 井上 和文 議員

1. 地域公共交通の充実について
2. 保育所の建て替え問題について
3. 教育行政の充実

出席議員（12名）

1番	齋藤充明	議員	2番	吉田博	議員
3番	三宅信幸	議員	4番	寺島浩文	議員
5番	八巻秀行	議員	6番	八巻孝	議員
7番	目黒静雄	議員	8番	森一馬	議員
9番	鈴木利	議員	10番	井上和文	議員
11番	遠藤満	議員	12番	菊地正文	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	加藤憲郎
副町長	佐藤清孝
教育長	佐々木孝司
総務課長兼 会計管理 者	岡崎利光
復興推進課長	小野好生
企画振興課長	泉田晴平
税務課長	目黒佳子
町民課長	大堀勝文
健康福祉課長	小野和彦
農林水産課長 兼農業委員 事務局長	八巻隆
建設課長	岡田健一
都市計画課長	加藤伸二
教育総務課長	佐藤茂文

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤武志
書記	持館香織
書記	佐藤大樹

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

- 菊地正文議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎一般質問

- 菊地正文議長 日程第1、一般質問を行います。
議会活性化の観点から、今定例会においても、一般質問における一問一答方式の試行を行います。
通告順に発言を許します。
4番、寺島浩文議員。

〔4番 寺島浩文議員登壇〕（拍手）

- 4番寺島浩文議員 おはようございます。受け付け順位1番、議席番号4番、寺島浩文でございます。

さて、あの東日本大震災から7年半が過ぎました。震災当時のあの被災状況を見たときに、復興まで何年かかるのだろうと思いましたが、今年度には残る大型事業、新地駅周辺市街地復興整備事業による新地駅周辺施設の整備や釣師防災緑地整備事業、海釣り公園整備事業など、事業の復興事業が進み、ハード面での復興の形が見えてきました。そういった復興事業を目にすることにより、町民の皆さんも町に賑わいが生まれることを大いに期待していると思います。

さて、その復興の総仕上げに入った今年の6月議会において、加藤町長は復興の道筋をつけることができたので、次の人にバトンタッチする 때가来たということで、次の町長選挙には出馬せず、引退することを表明されました。そして、8月26日には町長選挙が行われ、新たな町長も決まりました。これで加藤町長も安心してバトンタッチができると思います。加藤町長におかれましては、4期16年の間新地のまちづくりのため、そして震災後は町の復興のためにまさに粉骨砕身頑張ってきたと思います。本当にご苦労さまでした。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。私も議員になり7年目、一度も休まず一般質問を行ってきましたが、加藤町長への一般質問はこれで最後になります。

さて、今回の私の一般質問ですが、4期16年を総括してということでお伺いしたいと思います。私としては、まちづくりで一番重要なことは住みやすく、魅力のある町をつくり、そして町の人口を減らさず、微増でも定住人口をふやしていくことだと思っております。少子高齢化が叫ばれる中、どこの自治体でもこの難題に苦慮しております。しかし、人口を減らしていったら、自治体としての存続さえ危うくなります。まず、定住人口をふやしていくためには、収入を得る働く場があること、そのためには企業誘致と地場産業の育成が重要だと思います。そして、交流人口の拡大、何かしらの形で新地町に足を運んでいただき、この町のよさをわかっていただくことが必要です。それ

から、若い世代の定住者をふやすためには、子育て、教育の充実は欠かせません。そして、最後にこの震災復興です。確かにこの震災により新地町は大きな打撃を受けましたが、新たなまちづくりのチャンスでもあります。このまちづくりにより、町をさらにレベルアップ、パワーアップしていかななくてはなりません。

そういったことから、町長はこの4期16年の町政運営でこういった課題にどう取り組んできたのか、そしてどう総括されるのかお伺いいたします。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 4番、寺島浩文議員のご質問にお答えいたします。

私は、平成14年9月より4期16年の間、町長として新地町を愛し、町政発展のため渾身の力を注いでまいりましたが、来たる9月25日の任期をもって町長の職を退任させていただくことといたしました。したがって、今回の定例議会が私の任期最後の議会となるものと考えております。

私の町長としての4期16年の総括についてですが、この間全身全霊を傾け一生懸命、公平無私に新地町総合計画に基づくまちづくりに努め、町政を担うに当たりましては、町民が主役のまちづくりを政治基本として、町民の皆さんの幸せを第一に、町民との触れ合いと対話を大切に、わかりやすく開かれた町政を町民の皆さんとともに進めてまいりました。

私が町長に就任して間もなく、国の三位一体の改革と行財政基盤の確立推進を図る平成の合併という時代の転換期がありました。この2つの課題に対しては、行財政プランで将来の見通しを定め、最少の経費で最大の効果を上げるという将来の見通しも立ったことから、住民と議論を交えながら、やっぱり新地がいいねと誰もが実感できる、そして新地町は自立の道を歩むとして、相馬市との任意合併協議会の解散の申し入れを行い、結果今の新地町があると思っております。

子育て関係では、児童の受け入れ態勢の拡充を図るため新地保育所の増改築や保育所同時入所2人目以降の保育料の無料化と、留守家庭の児童を対象とした放課後児童クラブを各小学校ごとに開設しました。その中であっては、地域子育て支援センターとしての機能を持たせた児童館を建設し、就学前の乳幼児をも対象に子育て支援の拠点整備を図り、子どもを育てやすいまちづくりを構築してまいりました。

産業振興と雇用の創出、拡大では、常に優先課題と捉え、積極的に企業誘致や地場産業の育成、支援に努めてまいりました。これまで一步一步前進しながら、産業振興や少子高齢化、教育など時代の流れを的確に捉えた町政を進め、順調に町政が進んでいく中で、あの東日本大震災が発生しました。震災直後は、町民とともにいち早い復旧、復興を誓い、その目的遂行のため不眠不休で尽力してまいりました。東日本大震災により、町内産業はもとより各種事業が大きな打撃を受けましたが、常磐自動車道の全線開通や相馬福島道路の一部開通、JR常磐線の再開通、重要港湾相馬港の交通インフラ整備が行われる中で、新地南工業団地の造成、新地駅周辺市街地復興整備など、各種

産業のインフラ整備を行い、福島県や関係機関と連携し、相馬LNG基地や福島ガス発電など企業の立地を図り、産業の創出と雇用創出、拡大につなげてまいりました。また、町内事業者には講習会や交流会を通して各種補助制度や税の優遇制度などを周知しながら、工場の増設や設備投資を促してまいりました。

交流人口の拡大では、新地町は海、里、山の豊かな自然環境に恵まれており、この資源を活用し、釣師浜海水浴場や海釣り公園、鹿狼山登山道の整備に努めてまいりました。また、官民連携のもと、震災直後に総合運動公園を会場として行われたやるしかねえべ祭りや役場周辺を会場としたふるさと産業祭り、鹿狼山においては「日本一早い山開き」をスローガンとした鹿狼山元旦登山など、地域の魅力を発信するイベントの実施と充実に取り組み、さらに県外での物産イベントでは町のPRを積極的に行い、交流人口の拡大を図りました。

教育面では、保護者や地域生産者を巻き込んで食の安全や地場産物の使用によるつながる食育の推進事業を行い、地産地消に努めてまいりました。また、未来をたくましく生きる子どもたちのために、社会を生き抜く力を育てる学習指導、社会的資質を伸ばす生徒指導、充実した家庭学習に向けた支援として、ICTを活用した先導的な事業を進め、今では全国各市町村からの視察研修の町ともなっており、大変喜ばしい限りです。

復興事業では、被災された方のいち早い自立再建を願い、防集団地や災害公営住宅の整備、さらには新地駅周辺整備として環境未来都市推進事業による新地スマートエネルギー株式会社の設立とホテル、温浴施設、さらには駅東側のスマートアグリなどの民間事業者の誘致や交流センター、複合商業移設、フットサル場、定住促進住宅の建設で、新地駅前周辺の賑わい創出と定住促進を図っております。おかげさまをもちまして、復興の県内のトップランナーと言われるまでに復旧、復興は進んでいるものと思っております。

私は、この16年間の間に福島県町村会長など数々の要職を務めさせていただき、震災後の新しいまちづくりを加速してまいりました。今我が国の政治経済は、構造的な転換の時期を迎えようとしております。特に福祉や医療、年金といった社会保障制度はどのように進展するのか不透明な状況となっております。さらに、本格的な少子高齢化の時代の到来、地球的な規模の環境問題など、私たちの地域社会のあり方や暮らし方そのものに変化が見られ、今後の町政を進めていく中では町民との対話を大切に事業を進めていく必要があるものと考えております。

私は、歴代町長の新地を愛する政治姿勢を受け継ぎ、その行政手腕を参考としながら多くの課題に取り組んでまいりました。その間多くの困難もありましたが、その任を全うすることができたのも議会並びに町民の皆様のご理解とご支援があったからであり、深く感謝をしております。今後は町民、議会、行政が力を合わせ、住んでよかった、住んでみたいというまちづくりの実現に向けて新町長に町政を託してまいる所存であります。

以上です。

○菊地正文議長 4番、寺島浩文議員。

○4番寺島浩文議員 ただいま4期16年を総括していただきました。ご苦労も多かったと思います。特に震災後の復興まちづくりは大変苦労されたと思います。しかし、町長をはじめ、町職員や多くの関係者の努力により、復興事業もあと一、二年で完成すると思います。ただ、加藤町長が常々申しておりますように、まちづくりはこれで終わりということはありません。今後もさまざまな課題が出てきます。新町長、職員にはしっかり引き継いでいただき、そういった課題に対応していただきたいと思っております。

それでは、最後になりますけれども、加藤町長もまちづくりには強い思い入れがあると思います。バトンタッチする次の町長や町職員の方々に対して望むこと、期待することがあればご答弁をいただいて、私の質問を終了いたします。

加藤町長、4期16年の間本当にご苦労さまでした。

○菊地正文議長 加藤憲郎町長。

○加藤憲郎町長 再質問にお答えしたいと思います。

次の新町長に望むことというお話ありましたけれども、震災以降町の復興事業も本当に議会の皆さん方が後押しをしてくれました。そして、職員も汗を流し、知恵を出し合って、何よりも町民の皆さんがご協力いただいたと、そのおかげでここまで復興も進んでいるなというふうに思っています。そして、今4番議員からもありました、まちづくりはどこで完成ということはありません。私たちの子どもたち、孫たちがこの町に住み続ける限り、常にまちづくりの課題というのは時代とともにまた新しく生まれてきます。そういう新しい課題に議会の皆さん、そして町民の皆さん方と常に対話を交わし、次の世代へ積極的なまちづくりに取り組んでくれる、そういう思いを新町長に託していきたいと考えております。

○菊地正文議長 これで4番、寺島浩文議員の一般質問を終わります。

10番、井上和文議員。

〔10番 井上和文議員登壇〕（拍手）

○10番井上和文議員 質問に先立ち、6日未明に起きた北海道胆振地方を震源とする最大震度7の地震で亡くなられた方、被災を受けた方々に対し、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

北海道地震は、全道的な停電が徐々に解消され、交通機関の運行も再開されつつあるものの、被災地で断水が続くなどライフラインの安定にはほど遠く、避難所に身を寄せる被災者は多発する余震で安まるときがありません。東日本大震災と原発事故から7年半を迎えた私たちも当時を思い出し、胸が潰れる思いですが、この夏大きな地震、記録的豪雨、強力台風の上陸が相次いだことは、災害多発国日本の厳しい現実を改めて私たちに突きつけています。災害級の猛暑もありました。日本は、わかっているだけでも約2,000の活断層があると言われており、被災者支援はもとより、災害に立ち向かう抜本的対応について党派を超えて議論し、英知を集め、あらゆる災

害に備え、被害を広げないための役割を果たす、災害多発国に生きる私たちが政治の責任をしっかりとらみしめて、皆さんとともに取り組んでいくことを表明しながら質問に入りたいと思います。

第1に、地域公共交通の充実についてお伺いをいたします。少子高齢化の中、モータリゼーションの進展により路線バスの廃止、撤退が進み、住民の足を守るということで地域の公共交通政策が重要性を増し、全国各地で公共交通の取り組みが進んでいるようであります。2014年、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、第2条の1では地域公共交通は「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関という」とうたっております。新地町では、路線バスの廃止を受け、16年度に新地町のりあいタクシーしんちゃんGOを発足させました。乗車人数は、平成18年の年間2万9,465人、さらに1日当たり120.3人をピークに緩やかに減少しておりますが、昨年29年度は年間2万130人、1日当たり82.5人と、毎日約80人前後が利用しているようでございます。ただ、決算委員会でも議論があり、6月議会でも高齢者問題の中でしんちゃんGOの話も出たわけですが、利用年代は90代が13パーセント、80代45パーセント、70代20パーセント、60代13パーセントというように、60代以上で91パーセントを占めます。利用者の中には、「土日でも走らせてほしい」とか「受け付け時間をもう少し延ばしてもらえないか」等々の切実な声も言われております。活性化再生法第1条では、「地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減」をうたっておりますが、しんちゃんGOの時間延長や充実についてどのようにお考えなのか、ご所見をお聞かせください。

次に、JR・民間タクシーとの連携についてお伺いをいたします。JRが開通し、駅前にホテル、温泉施設、エネルギーセンター、交流センター、複合商業施設、海岸沿いには防災緑地公園、釣り公園、そして海水浴場と、町の賑わいをつくる計画が進んでおります。ただ、この間「新地駅にJRを利用しておりてもそこからの移動手段がない」という声が多く聞かれます。駅にはバス乗り場、タクシー乗り場のスペースが整備されているにもかかわらず、新地駅から大変な思いで歩いたとの話も伺いました。JRと民間タクシーの連携で課題解決を急がなければなりません。ご所見をお聞かせください。

次に、商工会に委託運営しているわけではありますが、どのくらいの経済効果があったのかについてお尋ねをいたします。商工会の29年度事業報告書を見ると、震災による本県の避難者は、本年3月時点で県内外への避難も含め約5万人弱であり、原発事故の汚染水問題や風評被害は根深く、本県産業に今もなお大きなダメージを与えており、当商工会では震災と原発事故による被災会員事業者の再生、再建の支援事業を積極的に実施し、さまざまな課題解決に全力で取り組んでいると述べております。商工会の総会員数は28年度200で、30年度210を目標としていますが、経済センサスをもとにした県の統計では、小売業で新地町の年間商品販売高が平成19年度が26億3,600万円、震災

後の平成24年度21億2,800万円となっており、約5億円ほど落ち込んでおります。5年ごとですが、29年度はまだ出ておりません。しんちゃんGOは、3月11日の震災後、3月20日に一部運行を開始し、3月1カ月の利用者は304名、4月12日に通常運行を開始、避難者は無料、4月26日仮設入居が始まるとともに、入居者が無料、これを次年度の3月30日まで仮設入居者の無料運行を行ったようでございます。まさに地域とともに地域公共交通がある事例であります。このようにしんちゃんGO事業を進めてきておりますが、地域活性化、商業活性にどのようにつながっているのか、町としてどのように見ているのか、ご所見をお聞かせください。

次に、今後の方向についてお伺いをいたします。まちづくりが進む中で、時代とともに行く先、曜日、時間帯など、高齢者等々の行動も変化をし、また免許返納も進んでいることから、公共交通の地域への要請も高まってきております。今後とも持続的に発展できるように利用者、事業者、まちづくり、住宅全体の配置状況を見ながら公共交通網を見直し、その維持方策を確立することが求められています。大事なのは、実際に現場で動く担い手の確保や総合調整でありましょう。地域公共交通の必要性とみんなで担うことの重要性を認識し、連携して行動することによって、よりよいものを形成していくことが望まれますが、今後の方向についてご所見をお聞かせください。

大きな質問の2つ目は、保育所の建てかえ問題についてであります。今年度新地保育所始まって以来初めて14人の待機児童が出て、マスコミにも発表され、大きな衝撃と議論がございました。特にゼロ歳児の待機児童解消のため、当初予算570万円で福田保育所に調乳室を増設する予定でしたが、設計者と協議をしたところ耐震に問題があり、先般の全員協議会で新地保育所の会議室を利用して対応したいとの説明もあったわけでございます。ここで、全ての保育所の建築年度を見ますと、福田保育所は昭和55年建築で鉄骨づくり、38年が経過、新地保育所は昭和56年建築、鉄筋コンクリートづくりで37年経過、駒ヶ嶺保育所は昭和59年建築、鉄筋コンクリートづくりで34年経過をしております。それぞれ40年近く経過をしている状況であります。震災もあり、23年から29年度では福田は約540万円、新地は約1,127万円、駒ヶ嶺は約1,001万円の修理費等がかかっておるようになります。子どもを預かる施設のため、保育所は安心、安全が第一なので、築40年近くなってくれば建てかえ問題も検討する時期に来ているのだらうと思っております。ゼロ歳児の増加も今後見込まれるとするならば、今後どのような基本方針をお持ちなのかお聞かせください。

次に、財源、人の配置問題についてお伺いをいたします。2015年の3月24日、参議院の内閣委員会で総務大臣は、「三位一体の改革に合わせ、地方公共団体がみずからその責任に基づき国庫補助金等が一般財源化され、全額が地方負担となっておる現在、公立保育所の施設整備費はこの一般財源化に係る地方債や社会福祉施設整備事業債の対象にしている。具体的には、従来の国庫補助金の補助率が2分の1であったことから、事業費のうち50パーセントを一般財源化に係る地方債の対象とし、その元利償還金を100パーセント地方交付税で措置するとともに、残り50パーセントのうち80パーセントを社会福祉施設整備事業債の対象とする」と答弁がありました。要するに一般財源は

残りの50パーセントのうちの20パーセント分ということのようであります。施設の建てかえには財政計画が必要です。どのようにお考えでしょうか。

また、施設ができてマンパワーがなければ保育はできません。待機児童を出さないためにも保育人材の確保は重要です。現状も含め、取り組み方針を明らかにしてください。

最後に、教育行政の充実についてお伺いをいたします。6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、小学校のプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。文科省は、全国の学校に点検を要請し、具体的な安全確保策を検討していますが、建築基準法施行令の基準ができた1971年以前に設置された塀は不適合でも違法とはみなされず、老朽化で倒壊の危険が高くなっていても対応は所有者に委ねられていて、対策は進んでいないのが現状のようであります。子どもたちの通学の安全と総点検を行い、その対応をどうするのかについてお伺いをいたします。

次に、就学援助・入学準備金の前倒し支給についてお伺いをいたします。全ての子どもが安心して勉強できるよう、所得の少ない世帯に学用品費等を支給する就学援助制度は、学校教育法19条の規定により市町村において適切に実施されなければならないとされていますが、新入学の学用品費の支給が入学後支給では全く意味がありません。今回3月31日の文科省の通知を見ますと、新入学の学用品費の予算単価の見直し、いわゆる引き上げと入学前の新入学学用品費等の支給を補助対象とする、この2点のようであります。新地町の現状では入学後に支給をしているようではありますが、経済的に困難な家庭がランドセルを買ったり、学用品を買うのが大変な負担となります。通知を踏まえ入学前支給をすべきと思いますが、いかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

○菊地正文議長　ここで暫時休憩します。

午前10時33分　休　憩

午前10時45分　再　開

○菊地正文議長　再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長　10番、井上和文議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地域公共交通の充実についてお答えします。町内の公共交通は、民間が運行しているタクシー事業のほか、町商工会が新地町のりあいタクシーしんちゃんGOを運行しております。しんちゃんGOの時間延長運行については、新たな車両の借り上げ料やオペレーター料など多額の費用が必要と見込まれる中で、延長運行に見合う利用者が確保されるかは厳しいものと考えておりますので、町としては時間延長運行は考えておりません。新たな利用者を開拓するために、整備中の新

地駅周辺施設の利用者や鉄道利用者の町内移動手段として活用することなど、利用者の視点に立った運行改善を行いながら、これまで以上にみずから交通手段を持たない高齢者等が利用しやすい公共交通となるよう、しんちゃんGOの充実を図りたいと思います。

次に、JRや民間タクシー事業者との連携については、主に駅前からの夜間や休日の交通手段として交通空白が生じないように、関係者と連携を図っていきたいと思います。

次に、しんちゃんGOによる経済効果については、利用料金による直接的な経済効果のほかにも、商店などへの買い物等による経済効果も期待していたところですが、利用者の多くは高齢の通院者ということもあり、商店等への利用は限定的なものとなっております。商工会と議論を深めながら、商店等への利用促進策を検討したいと思います。

今後の方向についてですが、これからも町内の公共交通はしんちゃんGOを基本として、タクシー事業者とも連携しながら、町民の身近な公共交通として充実に努めてまいります。

次に、保育所建てかえ問題の基本方針についてお答えします。町内保育所の施設は築後30年が経過し、維持修繕にかかる経費は今後増加していくものと考えており、本定例会におきましても駒ヶ嶺保育所のテラス改修工事の補正予算を計上したところであります。町では、公共施設等総合管理計画の中で、建築後30年で大規模改修、60年で建てかえをする、こういう計画の中で公共施設の整備を考えております。福田保育所については、旧耐震基準によるもので、改築等を行う際の耐震化が伴ってまいります。今後改修または改築について検討し、対応をしてまいります。町では、平成31年度に第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を目指しておりますが、子育て世代のニーズに対応した整備を図ってまいります。

次に、財源、人の配置についてお答えいたします。公立保育所の運営費は、国からの普通交付税、利用者の保育料、そして町の一般財源となっております。また、施設整備にかかる費用については、民間事業者に対する国庫補助金はありますが、公立保育所では平成18年度の国の三位一体の改革により、補助制度は廃止となっております。施設整備を行うには、事業費財源を地方債で充て、その一部が普通交付税に措置されますが、大半が町の一般財源となります。人の配置問題については、全国的な保育士不足であり、当町においても状況は同じであります。子どもたちの数を見据え、計画的な保育士の採用に努めてまいります。

3つ目の質問にお答えいたします。通学路の安全と総点検についてお答えします。児童生徒が通学するための通学路は、安全で安心して通えるものでなければなりません。現実には交通安全の面や防犯の面からも危険な箇所があることは認知をしております。町では、平成27年度より新地町通学路交通安全プログラムを策定し、国、県の関係機関、警察等の関係者と毎年合同の点検を実施して、情報の共有、危険箇所の解消に努めております。また、今年度は新潟の事件、大阪北部地震によるブロック塀の倒壊などに鑑み、既に安全点検を行ったところですが、9月中に防犯面と危険ブロック塀箇所を含めた緊急合同点検を予定しております。今後とも安全、安心な通学路の確保に

努めてまいります。

次に、就学援助・入学準備金の前倒し支給についてお答えします。現在町では、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱により該当する児童生徒の保護者に対し就学費の援助を行っております。現在の要綱には、支給対象者が就学している児童生徒の保護者となっているために事前の支給ができない状態ではありますが、援助を必要とする時期に速やかに支給が行えるよう例規の改正を予定しており、来年度の入学予定者の児童生徒に対しては入学前の適切な時期に援助を実施したいと、このように考えております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、再質問をいたします。

地域公共交通、当町ではタクシー、さらにはしんちゃんGOで、かつては路線バスがありましたけれども、これもなかなか人が乗らないということで、町の持ち出しということで過疎バスみたいな形でやっておりましたが、それも行かなくなって、最終的にはしんちゃんGOというのを立ち上げました。当初あの当時、私の記憶では小高のデマンドタクシーを参考にやったという記憶があります。あのころ小高で800万円ぐらいの予算だったのです。これはいいと。当時2,500万円ぐらい町で福島交通に負担をしておりましたから。そういう話でありましたが、初期投資が私の記憶だと6,000万円ぐらい当初かかったのです。それでもいざランニングコストを見てみますと、やはり拠点通過、新地高校生の送り迎えなども含めて公立病院の路線もあるものですから、初年度1,400万円、次が1,800万円、1,900万円、2,000万円、2,300万円で、現在2,300万円のペースになっているようでございます。

それで、質問に先立って国土交通省の地域活性化事例集というのを地域活性化センターという本でいろいろデマンドとか路線バスのやつ出ているのですが、いろいろ見ますとやはり地域に根差した取り組み、だからほかの市町村をモデルにするけれども、やはりその町の地域に根差したようなやり方でないとうまくいかないということのようです。ですから、前例が参考にならないというのですかね、そのとおりにはできないというようなことがあるのだろうとちょっと見て思いました。今いろいろ議会でも、あるいは商工会の役員会なんかでもいろいろ議論が出るやに伺っておりますが、やはり今後どうしていくのかということを見ますと、町のいろんな配置の関係で今答弁の中で時間延長はやらないけれども、いろいろ今後充実していくというような答弁がありましたけれども、やはり利用者のニーズというのですか、確かにちょっと見ると高齢者しか使わないのではないかみたいに見えますが、もっといろいろアンケートをとったり、声を聞けばもっと利用したいというような形がふえてくるのではないかと考えております。

それで、今商工会に委託をしてやっているから、商工会にお任せみたいな形になっておりますけれども、やはり町が公共交通ということをやっている以上、町商工会あるいは業者、あるいは利

用者、みんなでやはりそのニーズというのですか、そういった状況を深く精査をする必要があるのだらうと思います。交通対策協議会という会議があるのですか、こういう会議で、運行委員会とは別に地域公共交通の協議会みたいなのをつくらなくてはならないのかなと私は思っていますが、この辺の取り組み状況はどうなっていますか。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 公共交通の関係の協議会ではありますが、こちらのほうはもちろん設置をするのですけれども、これの開催の要件は公共交通の仕組みが変わったりとか、例えば運行の仕方が変わったりとか、そういう節目節目で変更があったときに関係する団体、あるいは運行业者も含めて協議をすることになっておりますので、定期的に年に何回開催するとか、そういうものではございません。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今町長の答弁、あるいは今までもいろんな議論の中でさまざまな声を集めてよりよい方向に検討していくといったような話がいろいろ出ておったわけですが、今現在こういった路線の形で運行していますが、いろんなまちづくりで病院もいろいろ出てきている、それから団地もできてくる、海岸線という形で施設もできてくる、そういった意味で、駅のそっちにも医療機関もできましたけれども、路線のことも全体的な検討をやっぱり考えていくべきではないかと。その前段として、会議でやるのか、あるいは企画サイドでやるのかわかりませんが、やはり住民のニーズを調査をすると、こういうことも大事なのではないかと思います、その点いかがですか。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 利用者のニーズの把握、あるいは利用をされない方のニーズの把握も含めまして、これは町として公共交通の確保、充実を図る上では非常に大事なところだと考えておりますので、こちら今しんちゃんGOにつきましては商工会、あるいは運行业者を通して意見聴取によりニーズ把握は行っておりますが、全体的な公共交通の確保、充実につきましては町がきちっと実証しなければいけないと考えております。今後、その具体的な実施の仕方、これは検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 この市町村公共交通活性化支援事業補助金というのが県で30年6月28日にできたのです。それで、補助対象事業と認められれば、最高750万円の補助が受けられる。事業当たり、実施に当たって助言を受けた専門家への謝礼、タクシー会社等への委託料、運賃助成費用、事業実施にかかわる旅費、消耗品、燃料費、賃料などの必要経費全般だそうなのですが、よくよく聞いてみますと初年度新規事業ということのようでございます。ただ、今年18年か、18年に申請するなら17年

度と同じことをやっているとならないけれども、新たな路線展開をするというようなことには、その部分については該当になるやに伺いました。ただ、県の予算規模が3,000万円と言っていましたかね。ですから、仮に750万円全額もらえば4町村しか該当にならないわけで、私が調べた限りでは6町村ぐらい今やっておるようです。1つ、埴町なんかは200万円ぐらいでタクシー800円以上を補助するみたいな取り組みもやっているようですけれども、これも県なんかといわゆるそういった補助メニューのこういったものに該当できるのかということもやっぱりちょっと調整をして、調べて、やはり今答弁がありましたように今後の取り組みに生かしてほしいと思うのですが、いかがですか。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 各運行への補助金でありますけれども、今議員がおっしゃったとおり、県のほうの補助メニューといたしましては、市町村公共交通活性化支援事業補助金というものがあります。こちらは、いわゆるイニシャルコスト、立ち上げのとき、その年度についての補助でありまして、継続して毎年一定の要件のもとに補助をされるというような制度ではありません。現在の町で今運行しているしんちゃんGO、こちらについては要件に該当はいたしません。ただ、ほかの補助金も活用しておりますので、今後とも国の動向、あるいは県の独自の補助金など、こちらのほうも注視をしながら、あるいは必要なものにつきましては要望なども行いながら財源の確保を図っていきたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 そういった中で、時間延長をやるとなかなかコストがかかるからということではなくて、いろんな補助メニューとか全体の流れを見ながら総合的にこの辺の問題についても研究、検討をしていただきたいなと思います。

次に、JR・民間タクシーとの連携ですが、答弁ではタクシー業者と相談するというような答弁でしたか、連絡調整をしたいということですが、交通空白がないようにしたいというのはやっぱりできることなれば待ったなしの課題だと思っています。この問題かなり前から言われておって、特に東京あたりからお盆とかお正月とか帰省するお年寄りの方々に大変な苦情もいただきました。この辺は、やはり民間タクシーにまずお願いをすると。正式にお願いを依頼したことがありますか。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 民間のタクシー事業者、町内に1社ございます。こちらのほうとは継続的に協議をしておりますし、直近では7月19日だったと思いますけれども、今の状況、今後の見通し等について意見交換をさせていただいたところであります。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 どういった回答でしたか。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 中身の詳細につきましては、先方との細かい話もありますので、詳細は差し控えさせていただきます。私のほうからは今の状況、今後の見通し等の考え方について伺ったところであり、町としても交通空白と言われる夜間とか、あるいは休日、こちらのほうの運行が何とかできないものかというようなお願いをしたところであります。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 先ほどの答弁で、では民間がやらなければしんちゃんGOがやるのかということになると、それこそ莫大な経費がかかるわけですから、その辺の課題をどう解決されようとしていますか。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 平日の日中につきましては、しんちゃんGOで十分にカバーできていると考えております。ただ、一番の課題は夜間とか休日への確保とっておりますので、そこは基本的には民間のタクシー会社、タクシー事業としてカバーをしていただきたいというのが一番であります。ただ、タクシー事業者の意向、考え方もありますので、そこはまた今後とも詰めながら、どのような方策というか、具体的にどう対策を講じなければいけないかというのはその都度大きな課題として詰めていきたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 連絡、連携をしながらいろんな、しんちゃんGOの運行条件にいろいろ駅にいてもらいたいとか、タクシーの営業距離というのは新地から鹿島まであるそうなのですけれども、なかなかタクシー業界の問題もあるのでしょうか、一概には言えませんが、できることならばやっぱり今までの業者がそういったことの意味を包含していただいて、町全体の公共交通に寄与していこうというような方向が望ましいのかなと思いますが、この辺での町としてのきちっとしたような方針といえますか、スタンスでやっぱり対峙してもらいたいのかと思うのです。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 そのような考え方、認識を持っておりますし、今後もそのようなことで取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 いち早い対応をできるように企画全体で相談して、対応していただければと思います。

次に移ります。商工会が運営していただいております。小高の町なかタクシー、デマンドタクシ

一を参考に、買い物の利便性を高めるということで、これを参考に始まったわけで、ドア・ツー・ドアで非常に好評を博しているのですが、やはり地元の商工業の振興につながってほしいという思いもございます。ただ、一方では今駅前の商店街ができてくるわけですが、やっぱり町全体の商業が活性化してこない、賑わいというものも出てこないと思うのです。賑わいづくり検討委員会というのがありますけれども、このしんちゃんGOと賑わいづくりの中の議論というのはどんな議論がありましたか。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいま昨年度創設しました賑わい創出検討委員会での議論ということでございますけれども、議論の内容としましては駅前でのイベント関係、さらにはそういった施設の管理関係についての議論が中心となっております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 賑わいをつくるためにも、やはり駅前のみならず町全体の商業が発展していかないといけないと思っています。どうしても新地の商業、特に工業は伸びているというふうに感じますが、商店が何かどんどん少なくなっている感じがございます。やっぱり企画サイドとして今賑わいづくりの中で、もっと地元の商業を発展させようと、こういったような取り組み方、支援策、そしてそれを一緒に商工会の方々と議論をしていくと、こういったことがやっぱり大事な課題ではないかと思っておりますが、この辺についてはどのような流れで来ていますか。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 しんちゃんGOの運行の目的、そして商工会が実際に運行している大きな目的は、やはり地域商業の活性化、振興ということにありますので、そこに立ち返りながら、商工会との連携、そして特に商業部会、あるいはサービス部会、こちらとも定期的に意見交換などしておりますので、どうやったらこのしんちゃんGOを通して商業の活性化が再度図られるのかというのは、具体的に商工会ときちんと議論を深めながら対策、こちらをうたっていきたいと考えております。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 では最後に、今後の方向に行きます。

今後ともしんちゃんGOを中心に取り組んでいくということでございました。前段申し上げましたいわゆる地方公共交通の目的である地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減、この辺はエコカーを走らせろみたいなことなのだろうかなどは思いますが、ただ走らせればいいということではなくて、この公共交通、町も財源を提供してやっていく、もちろんこれはもうけるためにやっているわけではなくて、地域の活性化のために、今言ったような目的のために公共交通があるの

だと、それが交流とか賑わいとかの一助になっていくと、商業の発展につながっていくというように絞って、やはりもう少しその辺の今後の、地域交通対策会議をやっぴり早期に開いてもらって、この辺での課題を整理をして次のステップに進んでいくべきではなかろうかと思いますが、この辺いかがですか。

○菊地正文議長 泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長 今後の町の地域公共の方向性でありますけれども、まずはしんちゃんGO、こちらが基本だと考えておりますし、こちらで町内、コンパクトな町域でありますので、非常に有効な、効率的な運行システムと考えております。ただ、利用の仕方とか、あるいは町外からの来訪者、こちらにつきましては、やはり運行委員会を通してさまざまな改善は必要かなと思っております。したがって、今後いろんな人の動き、こちら側の駅周辺のさまざまな整備事業によりまして変わってくるということも予測しておりますので、こちらにいち早く対応できるような、そういうような考え方のもとの方針をきちっと立て、商工会と連携を図りながら、第一義的にはみずから交通手段を持たない方々の移動手段の確保、そして地域の商業の活性化というものを改めて今後も実証していくというふうに考えております。ただ、交通空白の時間帯、こちらがやっぱり生じるようなことも今後懸念されますので、そこはしんちゃんGO以外の交通手段、例えばそれは民間のタクシー業になるわけでありまして、こちらをきちっと確保していかなければいけないというのが喫緊の課題と考えております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 いずれにしても、今の答弁に基づきながら駅前に配置をする、あるいは改めた運行の計画をしっかりとつくって、充実した継続的な運行体制になるように、課題をやっぴり解決を急いでほしいと思っております。これもぜひその辺の検討の中で進めていただければと思います。

次、保育所の建てかえ問題に移ります。答弁の中で、30年で大規模改修をやる、60年で建てかえをやるということでした。建築基準法で鉄骨、鉄筋コンクリートだとそういうことで60年まで大丈夫だということであるのだらうと思っておりますけれども、子ども・子育て支援事業計画の中にその辺をきちんとうたうのだらうけれども、いわゆる大規模改修については先ほどその保育所のそれぞれの建築年度のこともお話ししましたけれども、どのようにお考えですか。

○菊地正文議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 大規模改修については、国のほうが長寿命化利用ということで、適宜大事に至らない程度の補修のほか、今回駒ヶ嶺保育所につきましてはテラスの改修工事ということで補正予算のほうに計上させていただきましたが、施設の延命を図るような形で、60年をさらに利用できるような工事を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 駒ヶ嶺はテラスを改修すればあとは60年いくという答弁でしたが、新地保育所と、福田は鉄骨づくりなのですね。しかも、38年、40年近くたっているのですが、特に今回福田が耐震で設計屋さんのあれで、窓がこちらにあって強度的に弱いと、バッテンが入っていないみたいなこともあるのだろうかと思いますが、この辺での関係はどのように考えていらっしゃるのですか。福田と新地と両方。

○菊地正文議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 福田保育所の耐震の件につきましては、施設の構造上旧耐震基準のもとに建築された建築物であります。施設の南側、それから乳幼児を保育している部屋につきましては、東側と南側がほぼサッシになっているところでありまして、そこで鉄骨のブレースと言われるものなのですけれども、こちらの構造が当時の耐震基準ではもっていたようなのですけれども、新しい55年以降の基準につきましては強度が保てないというようなことでシミュレーションを、机上でありますけれども、していただいた中でそのようなお話をいただいたものですから、今後につきましてはさらなるしっかりとした調査をした上で、改築、改修になるのか、その辺を検討しながらやっていきたいというところであります。新地保育所については、新基準の耐震基準の中建築されたものであり、この分につきましては大規模改修という形の中で対応を図って、施設の延命を図って利用していきたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今回は福田が図面を見てこれは危ないと設計者が言ったというような話ですけれども、やはりしっかり予算をとって耐震の調査をして、だめなら、耐震工事といっても結局ブレースを入れるみたいな形になるのかなとは思いますが、どういったことになるのかということもやっぱり急いでやらなくてはならぬのだろうと思います。今回私質問全体が震災の関係でいろんなことができてくるよと、地域の足も学校現場も保育所もやっぱり震災で突然大きなことになって、被害が出ないためにどうするのかと、この観点で質問しております。ですから、それは急ぐべきだろうと思います。補正をとっても何でも。本当に危ないのであれば、これは駒ヶ嶺公民館ではないけれども、使用禁止になりますから、今でさえ待機児童問題になっているから、まさにそこを本当に充分にそこら辺をしっかりと建物をきちっと精査をしないとやはりこの待機児童問題がまた出てくるという問題になりますから、いろんなことをやっぱり先の先まで見通してすぐ対処してほしいなと思っています。

あともう一つは、新地保育所、壁穴あけて、とにかく待機児童ゼロ歳児を解消すると。お話によると、ゼロ歳児全体で14人いたけれども、ゼロ歳が誕生日を迎えて1歳児に移行したので、今3人になっているやに伺っていますが、また入ってきますよね。そこら辺の状況もしっかり見ておくと。

来年だけでなく、その次の再来年の状況も見ながら見なくてはならないのですが、この辺の調査はどうなっていますか。今の答弁ともあわせて。

○菊地正文議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 新地保育所の待機児童の分につきましては、今生まれた子どもたちの数等を調査しながら、正式にはこの秋からまた次年度に向けた受け入れの申し込みが始まるのですけれども、その中で保育士の受け入れられる、対応できる数にも限りがありますので、そういったのを見ながらやってまいりたいと思いますし、さらにその先の年につきましては、いろんな人口の推計とか、そういったものを平成32年度から新たな第2期の子育て支援事業計画を策定する予定でありますので、その中で行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 もう一点、議会でも示されましたからあえてお聞きしますが、壁に穴をあけると。それで、現場見ましたけれども、鉄筋コンクリートづくりですから、耐性壁というのですか、耐震壁というのですか、要するにそこで震度をもたせているというのか、意味合いが私専門外だからわかりませんが、あるのだらうと思います。急遽そういう形でやろうということですが、やはりきちっと建築の専門家を入れながら、地震でこっちに来たら結局潰れてしまったのではお話になりませんから、科学的な知見を充分に入れながら、しっかりとした現場の保育士さんの意見も入れながら設計をして施工してもらいたいと思いますが。

○菊地正文議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 具体的に新地保育所の壁の一部を取り壊してほふく室に改修する分につきましては、設計のほうに携わってこられた設計業者のほうに参考意見という形で、机上ではありますけれども、一部除いた分についてのシミュレーションを行っていただきました。基準値は下回らないという確認はできておるのですが、なお工事をしていく中で安全の確認はしていかなければならないと思っています。耐震の診断を改めて行うとともに、判定のほうを受けて、安全な施設利用に努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今答弁で机上で計算してもらっているという話ありましたが、37年たっているのに、一応現場に来てもらって、現場をよく見てもらって、それでやっぱり子どもを見るのは保育士さんですから、もちろんこの部屋にも保育士さんがいる、こっちの部屋にもいるのでしょうか、行ったり来たりするのにどの程度のあれが必要なのかとかいろいろあるのだらうと思います。そういった意味で、特に現場主義でやっぱり物事を進めてほしいと思います。その辺お願いします。

○菊地正文議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 今ほど机上でと申し上げたのですけれども、一応現地を見ていただいた上で、あと数字等を電子計算機のほうで確認をしていただきながら、判定といたしますか、参考資料をいただいたというところであります。

なお、実際のどの程度の間口が必要かとか、そういったものについては、ご指摘いただいたとおり担当する所長と保育士とともに打ち合わせを繰り返しながら、円滑なゼロ歳児の受け入れができるように行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 建てかえ問題ですが、本当は震災で、福田などは震災のあつときにきちつと調査をして、耐震とか災害対策でやればよかつたのかななんてちよつと思つたのですが、あのころはそんなことを言つておられない状況もあつたということもありました。この財源、今地方交付税に半分算定して、残りは借金だと、一般財源もかかるよつということになりますけれども、基本的には今急遽やらなくてはならぬのが新地と福田のあれをどうするかということなのだろうと思つます。この点での、町民課でこの辺の財政計画を考えるのか、総務課で考えるのかちよつとわかりませんが、双方連携をしながら、やっぱり両方とも急ぐ課題なのではないかと思つますが、この財政計画はどのような考え方ですか。

○菊地正文議長 岡崎利光総務課長。

○岡崎利光総務課長兼会計管理者 それでは、財政計画の部分であります。先ほど町民課長答弁申し上げましたとおり、まずは建てかえなのか、改築なのかといった部分があろうかと思つます。例えば建てかえになつた場合でございますけれども、今時点での国庫補助制度、これまで2分の1施設整備はあつたのですが、三位一体の改革によりまして廃止となつたということでございます。そういつつ中で、一般財源の施設整備事業という部分がこの国庫補助相当に該当する部分での起債の借り上げとなります。その部分に関しましては、元利償還金が地方交付税に算入されるという意味合いからいたしまして、そういつつ有利な財源がいかにか、どのように、どの部分であるのかというのを検討しながら、町の財政負担とならないよつな将来計画を立てながら結びつけて、また見つけていきたいと思つております。

また、先ほどの改修の部分でありますけれども、こちらの部分に関しましては起債の中で公共施設の快適化といつた補助メニューはありませんが、起債メニューの中では地方交付税措置ができるものがあります。そういつつ部分に関しまして、県の財政課と協議をしまして、有利な方向で持つていきたいと思つております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 あとは人の配置問題なのです。これも各学校に行つて応募をかけたか、あるい

は臨時の元保育士さんに声をかけたりということがいろいろ言われております。やはり全国でもこの待機児童、あるいは保育士の給料、これは民間なのでしょうけれども、普通の業種から見ると10万円ぐらい安いそうなのです。やっぱり賃金の引き上げ、町としても8,000円でしたっけか、上げた経緯もありましたけれども、この辺もきちっと今後状況を見ながら見直していくということなのだろうと思います。正職員ばかり5人も10人もとれないのだろうと思います。だけれども、臨時でやってくださいだけでもなかなかこれは集まらないのだろうと思います。やっぱり嘱託、二十何人のうち4人が今嘱託ですか、嘱託化とか、あるいは32年度に臨時職員のボーナスが出るとか、交通費が出るとかというような改正が行われるようですけども、これもできることなれば前倒しで取り組むのも町の姿勢としてもありなのかなとも思いますけれども、この辺も含めてやっぱり保育士確保に取り組むというようなことが大事なのではないかと思えます。

○菊地正文議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 臨時保育士の確保につきましては、その前に正職員の確保について先ほど井上議員のほうからもお話がありましたように、各養成施設のほうを回りつつ、ぜひ新地町へということでの働きかけは行っているところであり、臨時保育士につきましても潜在保育士の発掘をしつつ、わかった段階でお話を持って行って、ぜひご協力いただきたいなんていう話もしながらこれまで確保に努めてきたところです。賃金が低いというところの話につきましては、ほかの近隣市町村を参考にしつつ、確認しながら、今後総務課とも話し合いながら検討してまいりたいと思っております。以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それでは、そういうことで進めてください。

最後に、教育行政、通学路の関係であります。総点検をしたと。それで、近々にもまた改めてやると。最初やったのは目視ということなのですか、それでやったということなのですが、いわゆる建築基準施行令以前のあれがどうだったのか。公共施設的には通学路いろいろ総延長何キロあるのだからちょっとわかりませんが、子どもたちが歩いてくるところに公共施設のみならず民間の塀とかいっぱいありますよね。その中で、いわゆる71年以前の塀というのは、鉄筋とか入っていないような、そういうのはあったのか、なかったのか、この辺の状況についてちょっとご説明ください。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 先ほど答弁した部分で、点検を実施したということでお話ししておりますが、こちらについては公共施設、学校の施設の中でそういったものがあるかということでの調査をやりました。福田小学校に1箇所ということで、こちらは卒業記念で設置されました野球のボールをぶつけるブロックの構造物で、こちらが非常に危険であると判断しまして、今現在についてはそこに近寄れないようにバリケードを築き寄れないように対策をしております、撤去を考えております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 子どもたち通学路を歩いてくるのですが、その通学路を歩いてくる中で、これは大丈夫だろう、これはちょっとあれだとかという、その辺の点検はやっていないのですか。学校とかしかやっていないのですか。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 こちらも通学路の部分につきましては、先ほどの答弁にもありましたように、防犯面、あと交通安全関係、そして危険ブロック箇所ということで、今現在学校からそういった場所がありますかという調査をして、結果報告をいただいております。そして、それをもとに合同点検をこれから実施する予定となっております。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 問題は、都市計画課でチラシを広報か何かに出したように記憶をしておりますが、ブロック塀の安全対策、このチェックポイントをそれぞれやってくださいよということで、このチラシを見られた方どのぐらいいるかわかりませんが、今2.2メートルとか、塀の高さ3.4メートルごとに控え壁をつくるのだよみたいになっているのですが、肝心なことはやはり子どもたちが歩く通学路のここら辺危ないのではないとか、ちょっと心配だなと、道路が狭いから、あそこから離れて道路の真ん中歩けというわけにもいかないのだけれども、これはしっかりやっばりつかむ必要があるのだろうと。この調査というのは建設課のほうにも来ているみたいですが、双方連携をしてその辺をしっかりとつかんで、民間ですから、それ壊せとか直せと言われてもなかなか難しい課題が、補助金でもなければだめなのですから、今国が事務連絡をして、ブロック塀撤去支援に使える交付金を通知しているということのようです。防災・安全交付金の効果促進事業を対象とすることが可能だと。防災・安全交付金の活用でこのブロック塀との安全対策事業が示されているのですが、住宅・建築物安全ストック形成事業ということで、市町村の場合は県を通じて交付申請するとなっておりますが、これ自治体負担が2分の1に軽減するというものもあるようです。ただ、条例みたいなものをつくらないとこれもなかなか難しいようなのですが、県もいろいろ調査をして民間への補助事業もつくるような動きになっているようなのですが、この辺については何か情報は入っているのでしょうか。

○菊地正文議長 井上議員、残り1分です。

佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 先ほど井上議員のおっしゃった防災関係の交付金につきましては、把握はしておりませんでした。今度実施します緊急点検、その中で関係部署を集めておりまして、そこで危険箇所を点検するという話をしましたが、その後その危険箇所についてどのような対策ができる

平成30年9月定例会

かということで今後協議していきたいと思います。そのときにも情報は共有していきたいと思いません。

以上です。

○菊地正文議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 いずれにしても、今回の質問の課題はやはり震災がいつ起きるかわからないという課題です。できることはすぐやる、できないことは時間がかかるということはありますけれども、そういった点で子どもたちの命を守ると、これをやっぱり第一義的に捉えてやってほしいなと思います。それで、あとは民間に対する補助も県としっかり連携をとって、県だけでなく県と町の補助メニューで対応するみたいなことになってくるのだろうと。宮城県なんかは結構やっているようですけれども、そういったことで安全、安心な通学路を形成してほしいと思います。

最後、子どもの貧困にもかかわるのですが、今事前に支給するという答弁も出たのですけれども、やっぱりそういった子どもたちに心配をさせない、教育の場でお互いに平等で、何の心配もなく勉強してほしいということが大事だと思っています。

○菊地正文議長 井上議員、時間終わりました。

○10番井上和文議員 この辺の答弁を聞いて終わります。

○菊地正文議長 佐藤茂文教育総務課長。

○佐藤茂文教育総務課長 今回の答弁でも申しあげましたように、適切な時期に支給できるように今後進めてまいります。

以上です。

○菊地正文議長 これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菊地正文議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時37分 散会

第 5 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成30年第5回新地町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年9月13日（木曜日）午前10時開議

追加日程第1 議案の報告上程

追加日程第2 提案者の説明

追加日程第3 議案第78号 新地町監査委員の選任について

第1 議案第57号 新地町税条例の一部を改正する条例について

第2 議案第58号 新地町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について

第3 議案第59号 駒ヶ嶺公民館敷地造成工事請負契約について

第4 議案第60号 新地駅周辺エネルギーシステム整備工事請負変更契約について

追加日程第4 議案第79号 釣師防災緑地整備工事（その8）請負契約について

第5 議案第61号 字の区域の変更及び画定について

第6 議案第62号 町道路線の認定について

第7 議案第63号 町道路線の変更について

第8 議案第64号 平成30年度新地町一般会計補正予算（第3号）について

第9 議案第65号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

第10 議案第66号 平成30年度新地町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

第11 議案第67号 平成30年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

第12 議案第68号 平成30年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

第13 議案第69号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

第14 議案第70号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について

第15 議案第71号 平成29年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

第16 議案第72号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第17 議案第73号 平成29年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第18 議案第74号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第19 議案第75号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第20 議案第76号 平成29年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第21 議案第77号 平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

- 第 2 2 議員派遣の件について
- 第 2 3 請願・陳情審査委員長報告
- 第 2 4 意見書（案）審議
- 第 2 5 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（12名）

1番	齋藤充明	議員	2番	吉田博	議員
3番	三宅信幸	議員	4番	寺島浩文	議員
5番	八巻秀行	議員	6番	八巻孝	議員
7番	目黒静雄	議員	8番	森一馬	議員
9番	鈴木利	議員	10番	井上和文	議員
11番	遠藤満	議員	12番	菊地正文	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	加藤憲郎
副町長	佐藤清孝
教育長	佐々木孝司
総務課長兼 会計管理 者	岡崎利光
復興推進課長	小野好生
企画振興課長	泉田晴平
税務課長	目黒佳子
町民課長	大堀勝文
健康福祉課長	小野和彦
農林水産課長 兼農業委員 事務局長	八巻隆
建設課長	岡田健一
都市計画課長	加藤伸二
教育総務課長	佐藤茂文

職務のための議場出席者

事務局長	佐藤武志
書記	持館香織
書記	佐藤大樹

午前10時00分 開 議

◎開議の宣告

○菊地正文議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎日程の追加

○菊地正文議長 次に、議事日程はお手元に配付のとおりであります、町長から追加議案2件の提出がありました。

お諮りします。これを日程に追加したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、追加議案2件を日程に追加することに決定しました。

ここで変更議事日程配付のため、暫時休議をいたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時02分 再 開

○菊地正文議長 それでは、再開をいたします。

◎議案の報告上程

○菊地正文議長 追加日程第1、議案の報告上程については、ただいま町長から提出された議案第78号及び議案第79号を上程します。

◎提案者の説明

○菊地正文議長 追加日程第2、町長に提案理由の説明を求めます。

加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 議案の説明に先立ちまして、9月6日の未明に発生しました平成30年北海道胆振東部地震では、震度7と規模の大きなもので、人的被害をはじめ、家屋の倒壊など甚大な被害が発生し、北海道全域にわたる295万戸の停電や液状化現象による道路の寸断、35市町村で3万戸の断水が発生しております。今後の余震に十分な注意を払っていただくとともに、被災地の一日も早い復旧、復興を願うものであります。町も今後情報収集に努め、関係機関と連携を図りながら、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、本日追加提案いたしました議案について説明申し上げます。

議案第78号 新地町監査委員の選任につきましては、識見を有する監査委員の任期が平成30年9月30日で満了となるので、新たに新地町大字福田字山ノ上46番地、横山薫氏を適任者として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第79号 釣師防災緑地整備工事（その8）請負契約につきましては、防災緑地の植栽整備を行うため、8月9日の公募型プロポーザルの実施により9月5日に決定を付した結果、有限会社伊具緑化福島営業所長、北沼克則が1億947万9,600円で落札しましたので、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加議案についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○菊地正文議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時05分 休憩

午前11時00分 再開

○菊地正文議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第78号の質疑、採決

○菊地正文議長 追加日程第3、議案第78号 新地町監査委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから議案第78号についてを採決いたします。

この採決は無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○菊地正文議長 ただいまの出席議員数は、議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番、森一馬議員及び9番、鈴木利議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○菊地正文議長 念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方

平成30年9月定例会

は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○菊地正文議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票を願います。

〔投票〕

○菊地正文議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。8番、森一馬議員、9番、鈴木利議員の開票立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○菊地正文議長 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 零票

有効投票のうち

賛成 11票

反対 零票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第78号 新地町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○菊地正文議長 監査委員入室のため、ここで暫時休議いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

○菊地正文議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎監査委員挨拶

- 菊地正文議長 ここで、ただいま新地町監査委員の選任について同意することに決定した横山薫氏に挨拶をお願いいたします。

〔横山 薫監査委員登壇〕

- 横山 薫監査委員 大変貴重な時間をいただき、まことにありがとうございます。町長様より任命され、議会の皆様の同意を得て監査委員になりました横山薫です。よろしくお願いいたします。

監査委員という重大な使命に身が引き締まる思いがしております。今後公平、公正な監査をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

なお、新地町においては、2021年に町制施行50周年を迎えます。私も昭和45年のときは中学生でありました。非常に町政に対してわくわくした思い出があります。なお、ことしは3村合併65周年という節目の年であります。この年に私が監査できるということは非常に光栄だと思っております。今後も皆様のご指導、ご鞭撻のもとしっかり監査しますので、よろしくお願いいたします。

- 菊地正文議長 ありがとうございます。監査業務については、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休議いたします。

〔横山 薫監査委員退場〕

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

- 菊地正文議長 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

- 菊地正文議長 日程第1、議案第57号 新地町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第57号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 新地町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第2、議案第58号 新地町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第58号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 新地町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第3、議案第59号 駒ヶ嶺公民館敷地造成工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第59号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 駒ヶ嶺公民館敷地造成工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第4、議案第60号 新地駅周辺エネルギーシステム整備工事請負変更契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今回7,694万円を増額して10億7,432万円への変更でございます。変更理由の中で、いわゆる供給能力を増加させるということでございます。1本の管から、タコ足にするとか、ループの絶縁があるとかいろんなことが出ていますが、いわゆる供給能力をふやしていくと。ご案内のように、今回北海道地震でブラックアウト、電源喪失という問題が起きました。エネルギーセンターそのものは蓄電システムなども備えて、そういった緊急の事態に備えるという説明もあったやに聞いておりますが、関連施設、自営線のループの範囲だけでもそういった電源、仮に東北電力が緊急の場合に、なくても今回の増強、こういったことで何日ぐらい維持、もつのかと。ずっとガスが供給される限りは発電するから、ある程度はいくという見通しでいいのかなのか。もちろんガスが供給されなければあれなのですが、この変更工事の中で全体のパイとしてこういったポテンシャルを持っているのか、この辺についてお聞かせいただければと思います。

○菊地正文議長 加藤伸二都市計画課長。

○加藤伸二都市計画課長 ただいまの自営線の関係でございますけれども、今回の工事につきましてはループ化ということで、仮に一部断線したとしましてもループ化することで、反対側から電源が供給されるというふうな形になってございます。

なお、質問にあったとおり、LNGの供給がとまらない限りエネルギーセンターの稼働は続きますので、そういった意味では周辺の電源がストップするということはないというふうに考えてございます。

○菊地正文議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第60号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 新地駅周辺エネルギーシステム整備工事請負変更契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 追加日程第4、議案第79号 釣師防災緑地整備工事（その8）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 今般の新地防災緑地の整備工事請負契約は、プロポーザル方式と聞いております。当町では、主に指名競争入札制度をとってきたところでありまして、今回はプロポーザル方式となっておりますが、これがプロポーザルになった理由、それから何者が応募して、何者がプレゼンを行ったのかをまずお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 それでは、お答えいたします。

まず、1点であります。プロポーザル方式、提案型を採用した理由であります。プロポーザルのメリットとしまして、一般的に施工者の創造性、技術力、経験などをプレゼンテーションなるものにより把握できるというのが1つあります。2つ目として、より質の高い計画に持っていきけるというところがあります。3つ目としましては、発注者の意向というものをよく理解したものを選定できるということがあります。もちろんデメリットもございまして、手続に時間を要するというデメリットもあります。ですが、今回の釣師防災緑地のその8工事につきましては、東日本大震災を受けまして、18ヘクタールという広大な緑地公園をつくるに当たりまして、デメリットよりもプロポーザルの持っているメリットでもって町の意向であるとか、専門業者の工夫などをプレゼンテーションによって提案をしていただきまして、そこを充分に考慮をして事業者を決めるということが最重要であるというふうに解しております。それでプロポーザルの公募型を採用したところでございます。

2点目の会社の応募の数ですが、説明会の段階では5者説明会に来ていただきましたが、最終的な応募総数は3者でございます。

以上でございます。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 3者のプレゼンテーションがあったというようなことでありまして、最終的にはそれは当然町長が決定することと思っておりますが、当然審査があると思うのですけれども、その応募した会社についての説明を受ける、そして審査する、そして決定というような段階になると思いますが、その審査はどのような方法で行ったのかお伺いいたします。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 お答えいたします。

審査につきましては、6名の審査委員によりまして審査を行っております。その基準につきましては、審査の項目、評価基準、配点表という全員協議会のほうで配付させていただきましたその基準によりまして、絶対評価による採点方式をとりまして、最高得点を獲得した業者が施工予定者ということで選定をしております。今回のプロポーザルにつきましては、最低の点数を60点としておりますので、60点未満になった業者についてはその時点で失格者となります。

以上でございます。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 それでは、最終審査に当たって点数制で決めたというような話であります、審査委員のその選考基準というのですか、そういったものは町に基準として規定、規約というようなものがあるのかどうか、それと今回の審査委員は6名ということですが、こういった職種、あるいは町民の方々なのかというようなこと、それをお聞きしたいということと、今回業者が決定しました。過去にその完成した、名前は大戸と富倉の橋なのですけれども、これ完成1年以内に陥没したというようなことがありまして、これも町の負担になる。今回の工事を請け負った植栽が、私これ大変重要なことだと思うのですけれども、生き物ですから、これに対しての保証というようなものはどのような担保がなされているのかお伺いしたいと思っております。

○菊地正文議長 小野好生復興推進課長。

○小野好生復興推進課長 まず、審査委員の職種であります。審査委員につきましては、役場の課長職にある者をお願いしております。委員長につきましては副町長をお願いしておりますが、その選考基準といったものは特には町では定めておりません。その都度工事の内容によりまして技術系の課長とか、あとは町民とより深くかかわっている課の課長さんとか、そういう随時その内容に合わせて選定をしているところでありまして、基準というものはございません。

2点目の瑕疵のについてお答えします。生き物の保証ということでご質問だと思いますが、まず今回施工する植栽工というのは当然生き物でございます、まず業者の瑕疵による保証というのは工事請負契約約款の中で1年ということで定められております。瑕疵があった場合です。瑕疵がない場合は、このプロポーザルの条件にも付しておりますが、保険に入ることというものを付しております。瑕疵がない場合その保険によりまして、引き渡し後1年間の保証がそこについております。

以上でございます。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 今答弁の中で審査委員は役場職員の6名の方で行ったというようなことであり、そしてまたさらには審査基準というようなものを設けていないということでもあります。今後やはり審査基準というのですか、審査委員の基準というようなものをきちっと示して、やはり厳格に行ったほうがよいのではないかというようなことをご提案申し上げまして終わります。

○菊地正文議長 質問は3回にまとめてください。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第79号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号 釣師防災緑地整備工事（その8）請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第5、議案第61号 字の区域の変更及び画定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第61号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 字の区域の変更及び画定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第6、議案第62号 町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第62号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第7、議案第63号 町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第63号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第8、議案第64号 平成30年度新地町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 それでは、質問いたします。

一般会計補正予算の中で、総務費の一般管理費の中で慰霊碑の設置工事が入っておりますけれども、前の議会に説明あった中では慰霊碑については宗教色があるというようなことで、町としてはその慰霊碑にかわるモニュメントをつくりたいというような説明があったかと思えます。想いの丘というようなところにモニュメントをつくりたいというような説明があったかと思えます。それで、今回の慰霊碑の設置を行うのだというような提案ではありますが、まずはそのモニュメントを町でつくるといったことと今回のその慰霊碑、両方をその場所に建てるのかどうかまずお伺いしたいと思います。

そして、もう一点。これは、議会のほうにも要望書というような形でそれぞれ署名がついて要望書が届いておりますけれども、町について要望書いっぱいいろんな、これに限らずいっぱい要望書というようなものが来ますけれども、それをやるかやらないかというのは当然もう町長の意思にあると思うのですが、こういった要望書を決定する機関というのですか、内部の決定するためのその会議というようなものはどのように図られているのかというようなことをお伺いしたいと思います。

○菊地正文議長 岡崎利光総務課長。

○岡崎利光総務課長兼会計管理者 まず、1点目の設置箇所でございますけれども、想いの丘のほうにモニュメントのほうが当初から建設予定がございました。その中の頂上部分でありますけれども、そこに海が見える部分、そして震災地であります部分を眺める部分ができるということでありますので、同じ想いの丘を予定しているところでございます。

続いて、この慰霊碑設置に対する要望書の関係でございます。こちら議会並びに執行部のほうに遺族の方、またそれに協賛する方のほうから出されております。そういった中で、町執行部におきましてもこの部分におきましていろいろ検討を行っております。そうした中では、先ほど申しましたとおり、用地の確保がある部分、そして震災の思いを後世に残しておくアーカイブ的な部分を2つの形の中で残していくべきであろうと。そして、この慰霊碑の後ろの部分になりますけれども、ここに関しましては震災遺構の碑文のほうを設けるといったことで統一しておりますので、そちらのほうで進めてまいりたいと、こう思っております。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 先ほども言いましたように、一番最初の想いの丘に建てるそのモニュメントについては、慰霊碑となると宗教色が強いというような話があってモニュメントとなった。今、今回は両方ともそこにそういうのを建てるというようなことになったその経緯、もう少し詳しくお伺いしたい。

○菊地正文議長 岡崎利光総務課長。

○岡崎利光総務課長兼会計管理者 この設置に至る経緯でございます。モニュメントに関しましては、形だけの部分での設置という意味合いを持っております。今回設置します慰霊碑に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、この東日本大震災に対しましての経過的な碑文をつくって、後々の後世まで残しておくといったものがありました。文字で残すといった部分もありましたので、こういった設置の方向で取り決めを決めたということでございます。

以上です。

○菊地正文議長 2番、吉田博議員。

○2番吉田 博議員 私あともう一点前に質問したと思うのですがけれども、当然このところにこれを建てるか、建てないかというのは町長の考えでありますけれども、その前にそれぞれの意見があったと思うのですがけれども、そういった意見の中でやはり2つを建てれば当然その管理費というようなことも費用の発生もあると思うし、それからモニュメントは震災復興の交付金みたいなものをつくる、そして慰霊碑については寄附金でつくるといような、そういうことだと思うのですがけれども、寄附金といえどもこれはやっぱり町の中に入れば公金でありますので、そういったことの審査を十分にやっていただいて、町民が納得できるような、そういった形にしていきたいと思えます。これ要望です。

終わります。

○菊地正文議長 ほかに質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第64号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 平成30年度新地町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第9、議案第65号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは討論を終わります。

これから議案第65号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 平成30年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第10、議案第66号 平成30年度新地町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは討論を終わります。

これから議案第66号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 平成30年度新地町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第11、議案第67号 平成30年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは討論を終わります。

これから議案第67号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 平成30年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第12、議案第68号 平成30年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは討論を終わります。

これから議案第68号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 平成30年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第13、議案第69号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これですべての討論を終わります。

これから議案第69号について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 平成30年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第14、議案第70号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これですべての討論を終わります。

これから議案第70号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 平成30年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号～議案第77号の委員長報告、質疑、討論、採決

○菊地正文議長 日程第15、議案第71号 平成29年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第72号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第73号 平成29年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第74号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第75号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第76号 平成29年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第77号

平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての7件について、一括議題とします。

議案第71号から議案第77号までの平成29年度決算認定7件について、決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。

遠藤満決算審査特別委員会委員長。

〔遠藤 満決算審査特別委員会委員長登壇〕

○遠藤 満決算審査特別委員会委員長 それでは、報告いたします。

平成30年9月13日

新地町議会議長 菊 地 正文 様

決算審査特別委員会委員長 遠 藤 満

平成29年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査報告書

議案第71号 平成29年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成29年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成29年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

本特別委員会に付託を受けた上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

□ 審査意見

1. 議案第71号 平成29年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

○歳入について

歳入決算額は94億9,927万円で前年度比36億4,724万円の減となっているが、町税は21億6,762万円で前年度より7,025万円の増となり、固定資産税においては、前年度より6,242万円増の16億8,456万円で、前年度より3.9%の増となった。さらなる課税客体の把握と財源の確保に努められたい。

○歳出について

平成29年度の歳出は、前年度より37億42万円が減少しており、主なものでは、普通建設費で36億4,945万円、積立金で4億5,431万円が減少となった。事故繰越を発生させない取り組みを図られたい。

(1) 効率的で迅速な事業執行のため、適正な人的配置と職員の健康管理に努められたい。

- (2) 障害者雇用促進法の厳正な運用に努められたい。
 - (3) 新地駅周辺市街地復興整備事業は、スピード感ある取り組みを進められたい。
 - (4) 子育て支援の充実と共に、福祉施策の展開に万全を期されたい。
 - (5) 農林水産業の再生と振興を図るため、関係団体と密に連携し、各種事業に取り組みながら担い手確保に努められたい。
 - (6) 教育課題解決のための人的配置の充実と、史跡整備は計画的に進められたい。
2. 議案第72号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
町民の健康づくりに努め、医療費の抑制や税の軽減を図られたい。
 3. 議案第73号 平成29年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
介護予防事業をより一層進め、介護保険料の軽減を図られたい。
 4. 議案第74号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
特に意見を付する事項がない。
 5. 議案第75号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
施設の効率的な維持管理に努められたい。
 6. 議案第76号 平成29年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
施設の効率的な維持管理に努められたい。
 7. 議案第77号 平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
適切な管理に努め、早急な企業誘致を図られたい。

以上です。

○菊地正文議長 休議します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

○菊地正文議長 確認事項が了解したようですので、再開をします。

決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

討論、採決は各議案ごとに行います。

初めに、議案第71号 平成29年度新地町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第71号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 平成29年度新地町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第72号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第72号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第73号 平成29年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで討論を終わります。

これから議案第73号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号 平成29年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第74号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは討論を終わります。

これから議案第74号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第75号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは討論を終わります。

これから議案第75号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第76号 平成29年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは討論を終わります。

これから議案第76号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 平成29年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい

では、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第77号 平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは討論を終わります。

これから議案第77号についてを採決いたします。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員会委員長の報告は認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○菊地正文議長 日程第22、議員派遣の件についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり2件の議員派遣があります。

お諮りします。配付日程のとおり議員派遣を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、10月23日開催の福島県町村議会議員研修会及び10月29日開催の相馬地方市町村議会議員研修会に議員を派遣することに決定いたしました。

◎請願・陳情審査委員長報告

○菊地正文議長 日程第23、請願・陳情審査委員長報告を議題とします。

平成30年請願第1号 学校給食費の無料化を求める請願、平成30年請願第2号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願、平成30年請願第3号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願及び平成30年陳情第4号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情の4件について、審査結果の報告を求めます。

目黒静雄総務文教常任委員会委員長。

〔目黒静雄総務文教常任委員会委員長登壇〕

平成30年9月定例会

○目黒静雄総務文教常任委員会委員長 それでは、総務文教常任委員会に付託された請願3件と陳情1件を報告します。

まず、請願について。

平成30年9月13日

新地町議会議長 菊地正文様

総務文教常任委員会委員長 目黒静雄

請願審査報告書

本委員会は、平成30年9月3日に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

記、受理番号、平成30年請願第1号。件名、学校給食費の無料化を求める請願。審査結果、採択です。意見として、執行機関に送付すべきである。

2件目。受理番号、平成30年請願第2号。件名、県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願。審査結果、採択です。意見として、意見書として関係機関に送付すべきである。

続きまして、3件目。受理番号、平成30年請願第3号。件名、国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願。審査結果、採択です。意見、意見書として関係機関に送付すべきである。

続いて、陳情。

平成30年9月13日

新地町議会議長 菊地正文様

総務文教常任委員会委員長 目黒静雄

陳情審査報告書

本委員会は、平成30年9月3日付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

記、受理番号、平成30年陳情第4号。件名、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情。審査の結果、採択です。意見、意見書として関係機関に送付すべきである。

以上です。

○菊地正文議長 議長から提案をしますが、昼食の時間になりましたが、休憩をとらないで議事を続けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 このまま続けます。

委員長の報告が終わりました。

これから各請願、陳情ごとに質疑及び採決を行います。

初めに、平成30年請願第1号 学校給食費の無料化を求める請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは質疑を終わります。

これから平成30年請願第1号についてを採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、平成30年請願第1号 学校給食費の無料化を求める請願については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、平成30年請願第2号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは質疑を終わります。

これから平成30年請願第2号についてを採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、平成30年請願第2号 県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、平成30年請願第3号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは質疑を終わります。

これから平成30年請願第3号についてを採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、平成30年請願第3号 国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出につい

での請願については、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、平成30年陳情第4号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情について、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これでは質疑を終わります。

これから平成30年陳情第4号についてを採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、平成30年陳情第4号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎意見書案第2号～意見書案第4号の上程、説明、質疑、採決

○菊地正文議長 日程第24、意見書（案）について議題とします。

意見書（案）第2号 県に対する学校給食費の無料化を求める意見書、意見書（案）第3号 国に対する学校給食費の無料化を求める意見書及び意見書（案）第4号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の3件について、提出者の説明を求めます。

目黒静雄総務文教常任委員会委員長。

〔目黒静雄総務文教常任委員会委員長登壇〕

○目黒静雄総務文教常任委員会委員長 では、意見書3件をまとめて提案させていただきます。

意見書（案）第2号

学校給食費の無料化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、福島県知事に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成30年9月13日提出

新地町議会議長 菊地正文様

提出者	新地町議会議員	目黒静雄
賛成者	〃	八巻秀行
〃	〃	遠藤満
〃	〃	鈴木利
〃	〃	寺島浩文

” ”

三宅 信 幸

意見書（案）第2号 学校給食費の無料化を求める意見書（案）ということで、以下記載のとおりでございます。提出先が福島県知事宛てでございます。

2件目。

意見書（案）第3号

学校給食費の無料化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成30年9月13日提出

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

提出者	新地町議会議員	目 黒 静 雄
賛成者	”	八 卷 秀 行
”	”	遠 藤 満
”	”	鈴 木 利
”	”	寺 島 浩 文
”	”	三 宅 信 幸

意見書（案）第3号 学校給食費の無料化を求める意見書（案）ということで、以下記載のとおりでございます。提出先が内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛てでございます。

意見書（案）第4号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、復興大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成30年9月13日提出

新地町議会議長 菊 地 正 文 様

提出者	新地町議会議員	目 黒 静 雄
賛成者	”	八 卷 秀 行
”	”	遠 藤 満
”	”	鈴 木 利
”	”	寺 島 浩 文
”	”	三 宅 信 幸

意見書（案）第4号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）ということで、以下記載のとおりでございます。提出先が復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣宛てでございます。

以上です。

○菊地正文議長 提出者の説明が終わりました。

これから各意見書（案）ごとに質疑及び採決を行います。

初めに、意見書（案）第2号 県に対する学校給食費の無料化を求める意見書について、提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第2号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第2号 県に対する学校給食費の無料化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

次に、意見書（案）第3号 国に対する学校給食費の無料化を求める意見書について、提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第3号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第3号 国に対する学校給食費の無料化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

次に、意見書（案）第4号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第4号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第4号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○菊地正文議長 日程第25、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の所管事務等の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○菊地正文議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○菊地正文議長 以上で提案されました議案の全てが終了しました。

ここで町長に挨拶を求めます。

加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長 私にとりまして、任期最後の議会となりました。閉会に当たりご挨拶を申し上げます。

まず、今9月定例議会ですが、平成29年度の決算審査を特別委員会設置をしていただき、慎重な審査のもと認定をいただきました。ありがとうございます。また、人事案件や補正予算等についても可決いただきまして、感謝を申し上げます。

さて、平成14年9月、町長に就任以来4期16年の長きにわたり、議会の皆様、職員の皆様、そして町民の皆様に支えていただき、任期を終えることができますことに心から感謝を申し上げます。

振り返ってみますと、1期目は新地町総合計画の実現に向けてスタートしたやさき、国の三位一体の改革のもと平成の大合併が進められ、当町においても相馬市との任意合併協議会が設置されました。その中、広く各地区に出向いて町民の皆様方の意見を聞きましたが、大多数の町民の皆様方が「今合併はすべきでない」との意見を受け、任意合併協議会を解散いたしました。今思いますと、仮にあのとき合併しておりましたら、今の新地町の復興の姿はなかったのではないかなと思っています。

2期目におきましては、福田小学校の改築問題、あるいは浜保育所の新地保育所との統合が思い出されます。当時福田小学校の老朽化に伴い、新しく建て直すべく検討を進めておりましたが、新築するには10億円以上もの借入れをしないと、それを後世に残していいものか迷っておった時期に、国の制度で耐震基準を下回る公共建築物に対し耐震補強のための補助制度がつくられ、それを活用し、福田小学校の大規模改修を決断し、結果東日本大震災の襲来前に完成し、無事子どもたち

を守ることができたなと思っております。

また、浜保育所も同様で、新地保育所との統合を進めておったときに、浜保育所の保護者会のほうからは「何とか浜保育所を存続してほしい」という要望が出されましたが、近い将来宮城県沖地震の発生も予測され、その場合津波被害も想定されるので、子どもたちの命を守るためだからと、そういう説得をし、統合を進めました。そして、3期目の就任半年後に東日本大震災が発生し、大津波により119名の尊い命が奪われました。新地町において、自衛隊の災害派遣要請したのも初めてのことでした。この難局を「チーム新地」を合い言葉に今日まで町民一体となって復興に取り組んでまいりました。

あの震災から7年半が過ぎました。おかげさまで被災者の住宅の再建をはじめ、交通インフラの整備、そして企業立地等も進み、何よりも全国的に住民減少の中、新地町は少しずつふえております。総合計画で8,700人の目標に向かって希望の持てるまちづくりの諸条件は整いつつあるというふうに考えております。復興計画の完遂まであと2年ほどかかると思いますが、議会の皆様におきましても新しい大堀町長、私同様にこれからも支えていただき、「やっぱり新地がいいね」と言われるまちづくりに、そんなまちをつくっていただきたい、こんな思いを持っております。

最後になりますけれども、議会の皆様方の今後ますますご健康でご活躍されますことを祈念し、そして新地町がますます発展していきますことをご祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○菊地正文議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。9月3日から本日までの11日間にわたり慎重に審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

また、加藤憲郎町長におかれましては、4期16年町政発展にご尽力をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。大変ご苦労さまでした。今後は健康に充分留意され、ますますご活躍されますことをご祈念いたします。

以上で平成30年第5回新地町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 零時20分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 月 日

議 長 菊 地 正 文

署 名 議 員 寺 島 浩 文

署 名 議 員 八 卷 秀 行

参 考 资 料



平成30年8月29日

新地町議会議長 菊地正文 様

総務文教常任委員会委員長 目黒静雄



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

7月 3日 ○学校訪問（小・中学校）

8月 8日 ○新地駅周辺のまちづくり進捗状況について

2 調査経過

町長、教育長、教育総務課長、企画振興課長及び関係職員の出席を求め、調査事項の資料提出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

3 調査結果

○学校訪問（小・中学校）

学校訪問では、各学校の授業参観、校舎見学や校長との懇談を通し議論を深め、学力向上のために学校側から学習支援員の増員やICT支援員の維持増強について強い要望を頂いた。

また今後は、ICT機器やiPadの更新を年次ごと、計画的に進める必要がある。そして、各教室のエアコン設置については、学習環境向上

のため整備促進を図るべきである。

○新地駅周辺のまちづくり進捗状況について

エネルギーセンターを中心にそれぞれの事業を現地調査した。新地駅周辺エネルギーシステム整備工事については、進捗率60%からなり予定通り工事が進められている。その他の事業については、予定通りの完了が求められる。特に複合商業施設とインキュベーション施設工事は、議会から「年内の開店を」と要望されていたので、早期の完了を指導されたい。

エネルギーセンターが完成しても、その他の施設工事が完了されなければフル稼働出来ないので、新地スマートエナジー株式会社の経営にも影響するため、すべての事業に目を配られたい。また、未利用敷地もあるので早急に事業計画され、スマートコミュニティ事業の目的を達成されたい。



平成30年8月30日

新地町議会議長 菊地正文様

産業厚生常任委員会委員長 八巻

孝



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

7月24日 ○子育て支援の現状と課題について

2 調査経過

町長、町民課長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の資料提出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

3 調査結果

○子育て支援の現状と課題について

平成30年4月1日現在の保育所入所者数は287名で、正職員23名、臨時常勤職員11名（うち嘱託4名）、保育補助員17名、調理員3名、臨時調理員7名で対応している。今年度は、保育スペースの問題や産休・育休等を取得している職員もいるため、これまでにない14名の待機児童が出た。0歳児保育も含め、産休・育休に対応する職員の補充ができていないという課題があり、総務課や企画振興課などとも連携を取りながら計画的な人材確保に全力を尽くされたい。

0歳児の待機児童解消のため、当初予算570万円で福田保育所に調乳室を増設する予定であった。しかし、調査をしたところ、保育所の耐震に問題があり、補強をするか改築をするかで検討中とのことだが、駒

ヶ嶺保育所や新地保育所等の状況もよく調査をし、0歳児の待機児童解消を急がりたい。



平成30年8月29日

新地町議会議長 菊地正文様

産業厚生常任委員会委員長 八巻



平成30年度産業厚生常任委員会行政視察研修について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成30年度 産業厚生常任委員会行政視察研修報告

1. 研修日程 平成30年6月26日(火)～28日(木)

2. 視察地及び研修内容

(1) 島根県津和野町

○就農支援事業(つわの農業体験プログラム等)について

(2) 山口県周南市

○子育て支援事業(ファミリーサポート、赤ちゃんの駅等)について

3. 行政視察研修参加者 7名(議員6名、随員職員1名)

○産業厚生常任委員会	委員長	八 卷 孝
	副委員長	井 上 和 文
	委 員	菊 地 正 文
	委 員	森 一 馬
	委 員	吉 田 博
	委 員	齋 藤 充 明

随員	建設課下水道係長	門 馬 学
----	----------	-------

1. 島根県津和野町

(1) 津和野町の概況について

(地勢)

津和野町は、島根県の西端で、県庁所在地の松江市から 200 km に位置しており、山口県萩市・阿東町に隣接している。

津和野町の総面積は 307.03 km² で、そのうち森林が約 9 割を占めている。主な作物は水稲であり耕作面積の半分近くを占めている。

高津川と津和野川、その支流が入り込んで小谷をなし、狭小な谷底平野が開けている。

(沿革)

平成 17 年に旧津和野町と旧日原町が合併し誕生した。

山あいには白壁と赤瓦の家並みがつづき、西に山城の跡がみえる城下町で「山陰の小京都」と呼ばれている。

- ・面積 307.03 km²
- ・人口 7,533 人 (男 3,504 人 女 4,029 人) ※平成 30 年 4 月末現在
- ・世帯数 3,562 世帯

(2) 視察研修内容等

○就農支援事業 (つわの農業体験プログラムなど) について

新規就農者の方が頭を悩ませる、新規に就農する際に必要な「農業技術」、「住宅・農地」、「資金」をクリアするため、津和野町では地域、JA、県と連携して新規就農希望者を全面的にバックアップしている。

農業技術については、3 日～1 週間程度プレ農業体験をしてから、就農希望者と受入農家の意向が合致するよう町が仲介している。

住宅・農地の斡旋は、公営、民営の住宅を斡旋し、農地に関しては地域や農業委員会と連携して紹介している。

資金については、国や県の事業のほか、町事業も活用し、研修から就農後も切れ目なく生活面・施設機械整備の支援をしている。

その他にも、家族連れの方には、子育てに対する支援なども行っている。

(3) 研修所見

農業の後継者問題について、町内農家の後継者のみならず、都心部のIターン希望者をターゲットにイベント参加を募るなど、都心部へのアプローチに力を入れている。その成果もあり、直近3年間はIターンの新規就農がUターンの新規就農者を上回っている。また、Iターンで移住してきた方の不安などを解消できるよう、地元の若手農業者も参加している「百姓塾」を紹介し、農業者同士のコミュニティ形成にも力を入れている。予想外のケースとしては、当初は就農予定で体験プログラムに参加をした方が、林業に興味を持ち、移住後に林業を営むケースもあった。農業体験プログラムをきっかけに、第一次産業の後継者不足解消につながっている。また、本制度を利用した移住者の口コミから、次の参加者・移住者につながっているケースもあった。

町全体が、Iターン移住者の受け入れに対し柔軟な姿勢がある印象で、行政の補助制度充実のほか、住民も移住者がとけ込みやすい雰囲気を作っている。

このような施策、制度、雰囲気づくりなどは、当町においても見習うべき点があると感じた。

2. 山口県周南市

(1) 周南市の概況について

(地勢)

周南市は、山口県の東南部に位置し、北に中国山地が広がり、南に瀬戸内海を臨み、東は下松市、光市、岩国市、西は防府市、山口市、北は島根県に接している。

平野部の沿岸線に沿って大規模な工場が立地し、それに接して東西に長い市街地が形成されている。

瀬戸内海を臨む南部の半島部や島しょ部は、瀬戸内海国立公園区域に指定されている。

(沿革)

平成の大合併の先駆けとなる、平成15年4月に旧2市2町（旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町、旧鹿野町）の新設合併により誕生した。

- ・面積 656.32 km²
- ・人口 144,430人（男70,046人 女74,384人）※平成30年5月31日現在
- ・世帯数 68,322世帯

(2) 視察研修内容等

○子育て支援事業（ファミリーサポート、赤ちゃんの駅など）について

周南市は人口14万人の都市で待機児童がゼロとなっている。就労形態の多様化に対応して、通所の保育サービスに加え、延長保育、一時預かり保育、ファミリーサポートセンターなど、それぞれのニーズにあった子育て支援の充実を図ることで、働きながらでも子育てのしやすい環境づくりに努めている。

また、乳幼児を抱える子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めるため、公共施設のほか民間施設の協力を得て「おむつ替え」や「授乳」ができる「赤ちゃんの駅」を市内に整備し、地域全体で子育てを支える仕組みづくりをしている。

その他、子育て応援サイト・アプリ「はびはぐ」を作成し、「妊娠、出産、子育て」に関する情報を発信し、子育てに関する不安や疑問など、住民のニーズに応えている。

(3) 研修所見

「子育てするなら周南市」のキャッチフレーズの元、地域全体で子育てしやすい雰囲気をつくっている。特に結婚して周南市に移住してきたが、「どこに、誰に相談していいかわからない」という子育て世代のお母さんの精神的サポートにも力を入れている。また、市のホームページでの情報提供だけでなく、スマートホンの普及に注目し、専用アプリケーションソフト「はびはぐ」を作成するなど、時代背景、ニーズにあわせた施策を行っている。興味深かったのは福祉事務所、保健センター、図書館などのそれぞれの管轄の枠を飛び越え、「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」のすべてに関連する内容を1つのアプリケーションソフトで事足りるようにまとめていた。

赤ちゃんの駅事業については、小さい子供を連れて出かけるときの精神・心理的不安を減らす効果が高いと感じた。民間企業へも広がり、平成29年度末では58施設が登録されている。また、移動式の赤ちゃんの駅の貸し出しなども行っており、各種イベントの際に利用されている。

サポートセンター事業については、1時間あたりの利用料金は発生するが「再就職先を探しに職安へ」「ちょっと買い物に」などの短時間から利用できるため、利便性が高いことから利用者も多い。また、利用者が「お世話になったので、今度は預かる側になります」という循環も出来ている。近年、子育て放棄などの悲しい話題がニュース、紙面などに取り上げられることが目立ってきた

ているが、それを防止する効果もあると思われる。

このような施策、制度、雰囲気づくりなどは、当町においても見習うべき点があると感じた。

平成30年9月13日

新地町議会議長 菊地正文様

決算審査特別委員会委員長 遠藤



平成29年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査報告書

- 議案第71号 平成29年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第72号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
議案第73号 平成29年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
議案第74号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
議案第75号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について
議案第76号 平成29年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定について
議案第77号 平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳
出決算認定について

本特別委員会に付託を受けた上記の議案は、審査した結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

□ 審査意見

1. 議案第71号 平成29年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

○歳入について

歳入決算額は9億4,927万円で前年度比3億4,724万円の減となっているが、町税は2億1,762万円で前年度より7,025万円の増となり、固定資産税においては、前年度より6,242万円増の1億8,456万円で、前年度より3.9%の増となった。さらなる課税客体の把握と財源の確保に努められたい。

○歳出について

平成29年度の歳出は、前年度より37億42万が減少しており、主なものは、普通建設費で36億4,945万円、積立金で4億5,431万円が減少となった。事故繰越を発生させない取り組みを図られたい。

- (1)効率的で迅速な事業執行のため、適正な人的配置と職員の健康管理に努められたい。
- (2)障害者雇用促進法の厳正な運用に努められたい。
- (3)新地駅周辺市街地復興整備事業は、スピード感ある取り組みを進められたい。
- (4)子育て支援の充実と共に、福祉施策の展開に万全を期されたい。
- (5)農林水産業の再生と振興を図るため、関係団体と密に連携し、各種事業に取り組みながら担い手確保に努められたい。
- (6)教育課題解決のための人的配置の充実と、史跡整備は計画的に進められたい。

2. 議案第72号 平成29年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

町民の健康づくりに努め、医療費の抑制や税の軽減を図られたい。

3. 議案第73号 平成29年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

介護予防事業をより一層進め、介護保険料の軽減を図られたい。

4. 議案第74号 平成29年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

特に意見を付する事項がない。

5. 議案第75号 平成29年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

施設の効率的な維持管理に努められたい。

6. 議案第76号 平成29年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

施設の効率的な維持管理に努められたい。

7. 議案第77号 平成29年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

適切な管理に努め、早急な企業誘致を図られたい。

意見書（案）第2号

学校給食費の無料化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、福島県知事に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成30年9月13日提出

新地町議会議長 菊地正文様

提出者 新地町議会議員 目黒静雄

賛成者 新地町議会議員 八巻秀行

〃 新地町議会議員 遠藤満

〃 新地町議会議員 鈴木利

〃 新地町議会議員 寺島浩文

〃 新地町議会議員 三宅信幸

学校給食費の無料化を求める意見書（案）

福島県内では、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を無料または一部補助する自治体が急速に増えてきている。自治体予算で学校給食費を全額無料にした相馬市、金山町、下郷町の3市町をはじめ、半額補助や一部補助をする自治体は県内29市町村へと広がりを見せている。

学校給食費は、年額約5～6万円と保護者が学校に納めるお金の中で最も高額であることから、無償化することにより保護者の負担は大きく軽減される。

また、経済的に困窮し、給食費を滞納する世帯が増えている現状もある。夏休みなどの長期休み中、十分な食事がとれず見るからにやせ細って始業式を迎える子や、学校給食が唯一栄養バランスのとれた食事だという子も見受けられる。

2017年2月、新日本婦人の会福島県本部は「子育て世代の要求をつかもう」と、県内の放課後児童クラブなどの保護者を対象に子育てアンケートを実施し、1717人から回答を得た。「公費でまかなってほしい教育費」の第1位は教材費、ついで2位が給食費であった。

2010年、栃木県大田原市が学校給食無料化を実施する際、学校給食法との整合について文科省に問い合わせ、次の回答を得ている。「学校給食法では給食に係る経費の負担区分を定めており、学校給食費とされるのは食材料費及び光熱水費となり、原則として保護者負担となる。しかし、これは経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能とされている（「学校給食執務ハンドブック」の質疑応答説明に記述。）また、負担軽減の手続き論まで定めていないので、軽減の方法に制約はないと思われる。」

学校給食は「食育」と位置付けられ、教育活動の一環である。文科省が認めているように、保護者負担となっている学校給食費は設置者の判断で軽減することは可能である。

また、約80億円の県予算があれば、全市町村で無料化が実施できることが試算されている。県が掲げる「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり」の実現にむけて、県の事業として学校給食費の無料化を実施することを求めるものである。

以上のことから、県内どこに住んでいても、すこやかな子どもたちの成長を保証するうえでも次のことを強く要請する。

1. 学校給食費の保護者負担分を無料にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月13日

《提出先》

福島県知事 あて

福島県相馬郡新地町議会議長 菊地正文

意見書（案）第3号

学校給食費の無料化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成30年9月13日提出

新地町議会議長 菊地正文様

提出者 新地町議会議員 目黒静雄

賛成者 新地町議会議員 八巻秀行

〃 新地町議会議員 遠藤満

〃 新地町議会議員 鈴木利

〃 新地町議会議員 寺島浩文

〃 新地町議会議員 三宅信幸

意見書（案）第3号

学校給食費の無料化を求める意見書（案）

学校給食は「食育」と位置付けられ、教育活動の一環である。日本国憲法第26条に「義務教育は、これを無償とする」とあることから要請するものである。

福島県内では、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を無料または一部補助する自治体が急速に増えてきている。自治体予算で学校給食費を全額無料にした相馬市、金山町、下郷町の3市町をはじめ、半額補助や一部補助をする自治体は県内29市町村へと広がりを見せている。

学校給食費は、年額約5～6万円と保護者が学校に納めるお金の中で最も高額であることから、無償化することにより保護者の負担は大きく軽減される。

また、経済的に困窮し、給食費を滞納する世帯が増えている現状もある。夏休みなどの長期休み中、十分な食事がとれず見るからにやせ細って始業式を迎える子や、学校給食が唯一栄養バランスのとれた食事だという子も見受けられる。

2017年2月、新日本婦人の会福島県本部は「子育て世代の要求をつかもう」と、県内の放課後児童クラブなどの保護者を対象に子育てアンケートを実施し、1717人から回答を得た。「公費でまかなってほしい教育費」の第1位は教材費、ついで2位が給食費であった。

以上のことから、全国どこに住んでいても、すこやかな子どもたちの成長を保証するうえでも次のことを強く要請する。

1. 学校給食費の保護者負担分を無料にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月13日

《提出先》

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

あて

福島県相馬郡新地町議会議長 菊地正文

意見書（案）第4号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、復興大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成30年9月13日提出

新地町議会議長 菊地正文様

提出者 新地町議会議員 目黒静雄

賛成者 新地町議会議員 八巻秀行

” 新地町議会議員 遠藤満

” 新地町議会議員 鈴木利

” 新地町議会議員 寺島浩文

” 新地町議会議員 三宅信幸

意見書（案）第4号

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

東日本大震災から7年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり4年目を迎えました。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

この事業を通して、幼稚園児の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む）、高等生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

本事業の対象家庭は、全国47都道府県すべてに上ります。福島県では、平成29年10月時点で約1万8千人の子どもたちが県内外で避難生活を送っています。（福島県子ども・青少年政策課公表）また福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われています。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、今後も継続した支援が必要です。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は非常に重要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。平成31年度以降も本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成31年度以降も全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

平成30年9月13日

《提出先》

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

財務大臣

あて

福島県相馬郡新地町議会議長 菊地正文